

第4編 障害者計画・障害福祉計画（第2期）

第1章 府中市の障害者福祉を取り巻く現状と課題

第1章 府中市の障害者福祉を取り巻く現状と課題

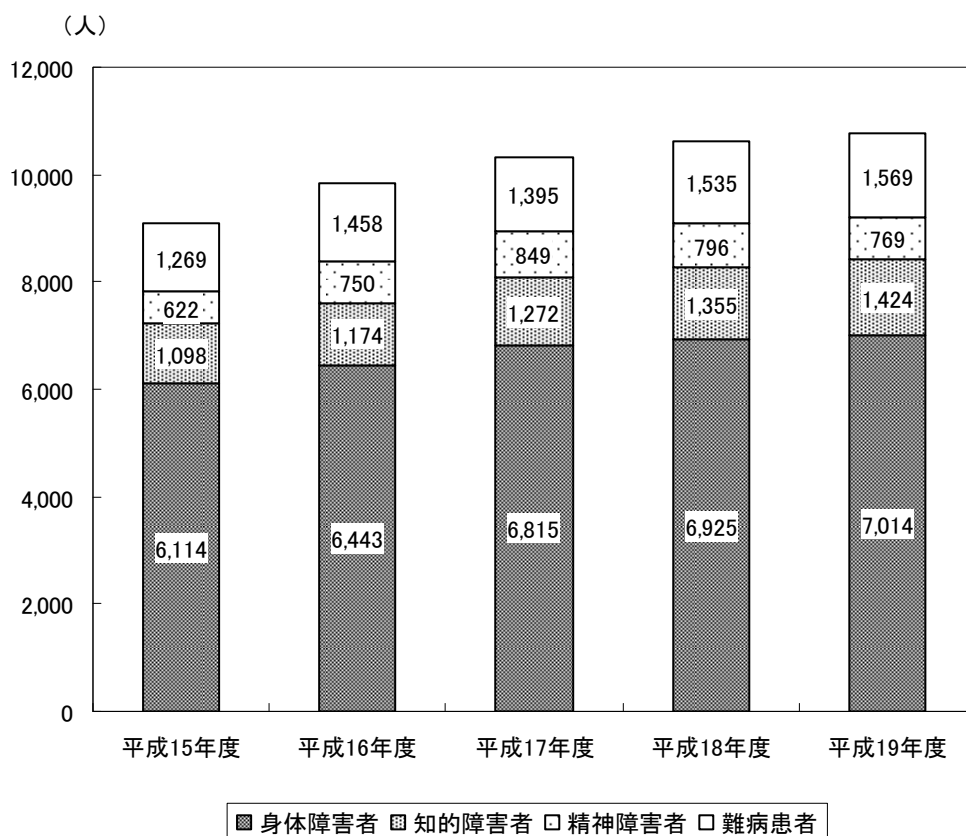
(1) 障害のある人の状況

① 手帳所持者数の推移

障害の種類別の手帳所持者等の推移をみると、平成17年度から身体・知的・精神障害者と難病患者を合わせて延べ1万人を超えており、重複障害を含む障害者の延べ人数は年々増加しています。

障害の種類別では身体障害のある人が最も多く、平成19年度では7千人程度となっています。

図表 手帳所持者及び医療券所持者の推移（府中市）



(人)

		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
手帳所持者	身体障害者	6,114	6,443	6,815	6,925	7,014
	知的障害者	1,098	1,174	1,272	1,355	1,424
	精神障害者	622	750	849	796	769
医療券所持者	難病患者	1,269	1,458	1,395	1,535	1,569
合計		9,103	9,825	10,331	10,611	10,776

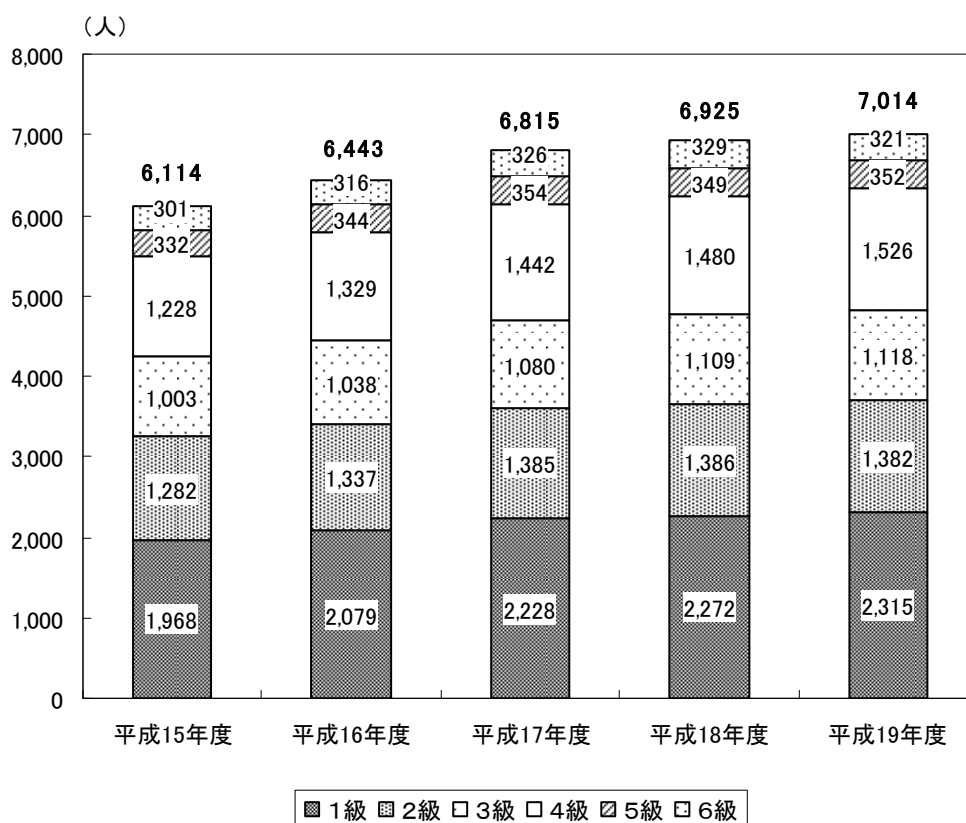
各年度3月31日現在

※ 重複障害者を含むため、合計は延べ人数

② 身体障害者手帳所持者数の推移

平成19年度の身体障害者手帳所持者数は7,014人であり、平成15年度から900人増加しており、1.15倍になっています。

図表 身体障害者手帳所持者数の推移（府中市）



(%)

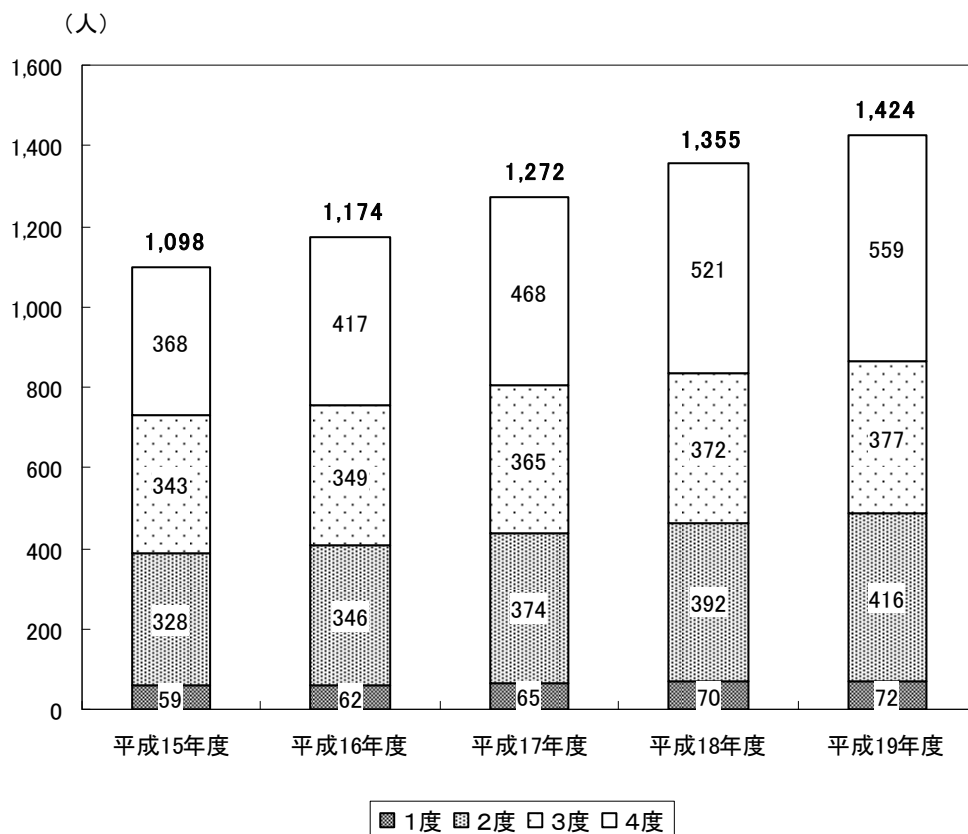
	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1級	32.2	32.3	32.7	32.8	33.0
2級	21.0	20.8	20.3	20.0	19.7
3級	16.4	16.1	15.8	16.0	15.9
4級	20.1	20.6	21.2	21.4	21.8
5級	5.4	5.3	5.2	5.0	5.0
6級	4.9	4.9	4.8	4.8	4.6

各年度3月31日現在

③ 愛の手帳所持者数の推移

平成19年度の愛の手帳所持者数は1,424人であり、平成15年度から326人増加しており、1.30倍になっています。程度別の割合をみると、4度の割合が高くなっています。

図表 愛の手帳所持者数の推移（府中市）



(%)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1度	5.4	5.3	5.1	5.2	5.1
2度	29.9	29.5	29.4	28.9	29.2
3度	31.2	29.7	28.7	27.5	26.5
4度	33.5	35.5	36.8	38.5	39.3

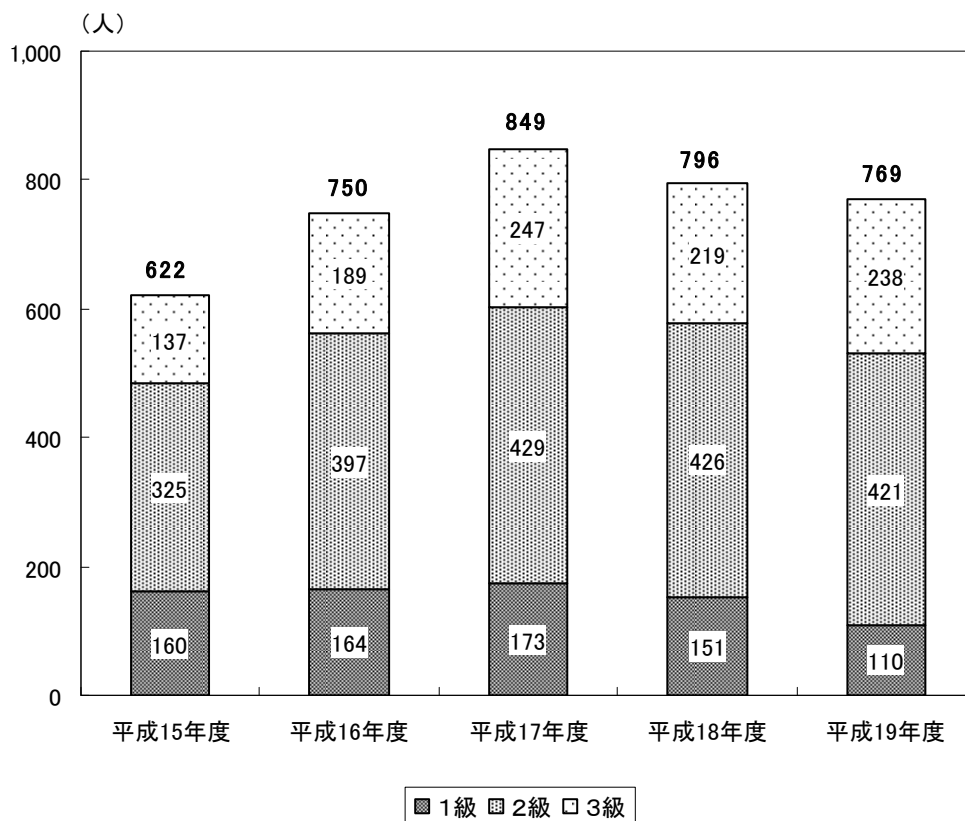
各年度3月31日現在

④ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

平成19年度の精神障害者保健福祉手帳所持者数は769人となっています。平成17年度までは増加していましたが、平成17年度から減少しています。

等級別の割合をみると、1級の割合が低くなり、3級の割合が高くなっています。

図表 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（府中市）



	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1級	25.7	21.9	20.4	19.0	14.3
2級	52.3	52.9	50.5	53.5	54.7
3級	22.0	25.2	29.1	27.5	30.9

各年度3月31日現在

（2）府中市福祉計画（障害者計画）における数値目標及び進捗状況

平成19年度実績と府中市福祉計画（障害者計画）の目標を比べると、ホームヘルプサービス、ショートステイについて、実績が目標を大きく上回っています。

ホームヘルプサービスの平成19年度実績は359,406時間であり、目標の153,200時間を200,000時間以上上回り、2.3倍程度となっています。しかしながら、精神障害のある人のホームヘルプサービスは平成15年度から平成17年度では、減少傾向となっています。

ショートステイの平成19年度実績は3,696日であり、目標の1,850日の2.0倍程度となっています。

事業名		実績					障害者計画 目標
		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成19年度
地域生活 支援センター	身体・知的	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	精神	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	-
ホームヘルプ サービス	身体・知的	329人 189,801時間	475人 256,953時間	686人 257,318.5時間	586人 320,786時間	322人 359,406時間	210世帯 35,500回 149,600時間
	精神	36人 2,771.5時間	32人 3,024時間	25人 2,303時間			60世帯 3,000回 3,600時間
ショートステイ	身体・知的	延べ3,223日	延べ4,390日	延べ4,020日	延べ3,134日	延べ3,696日	延べ1,850日
デイサービス	身体・知的	125人	147人	137人	140人	174人	170人
グループホーム	知的	3か所	3か所	7か所	9か所	8か所	5か所
	精神	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	5か所
作業所等 での就労	身体・知的	284人	288人	295人	328人	328人	330人
	精神	214人	236人	233人	223人	212人	260人

※ デイサービスについては、心身障害者福祉センターの知的障害者デイサービス事業・機能訓練(身体)を含む。

2 アンケート調査結果からみた現状

（1）介助の状況

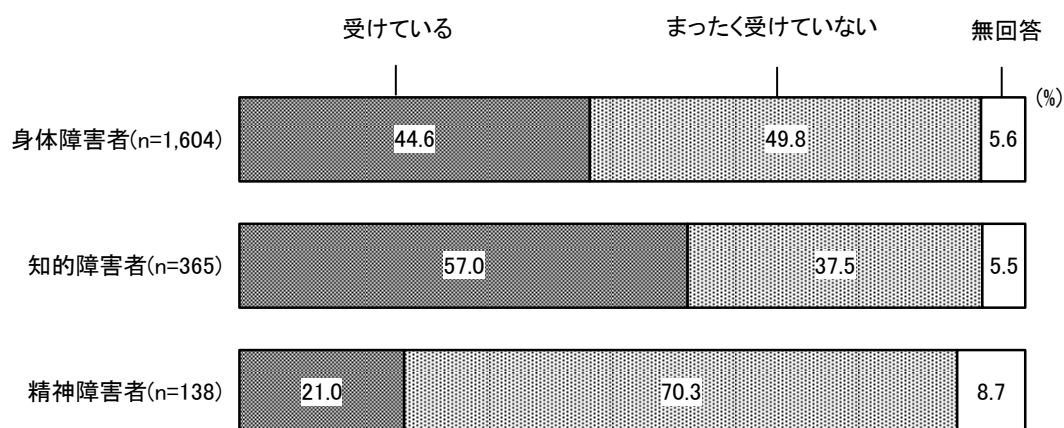
①介助の状況

日常生活の介助の状況は、身体障害者は、「受けている（44.6%）」、「まったく受けていない（49.8%）」が約5割ずつである。

知的障害者は、「受けている（57.0%）」が5割を超えている。

精神障害者は、「まったく受けていない（70.3%）」が約7割である。

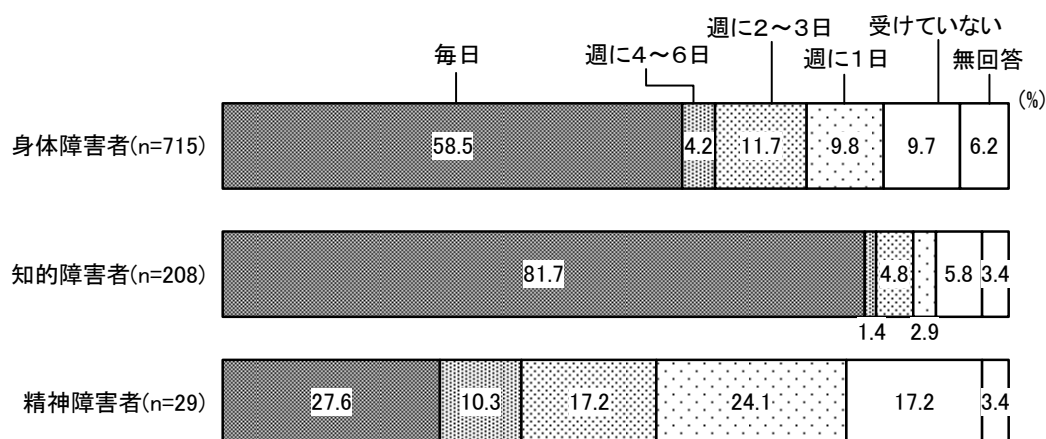
図表 介助の状況（障害別）



②家族介助の頻度

介助を受けていると回答した人に、家族・親族等の介助の頻度をたずねたところ、身体障害者は「毎日（58.5%）」が6割弱、知的障害者は「毎日（81.7%）」が8割を超え、精神障害者は「毎日（27.6%）」が3割弱となっています。

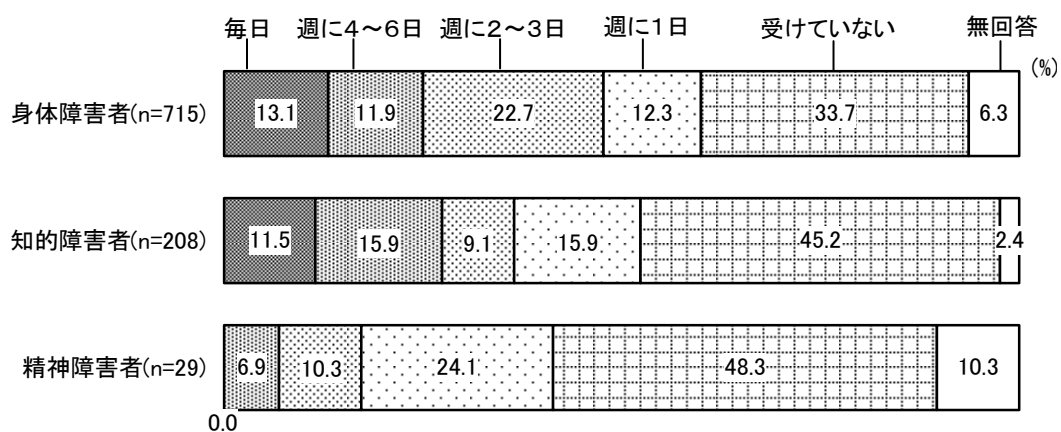
図表 家族等介助の頻度＜介助を受けていると回答した人＞（障害別）



③公的サービスによる介助の頻度

また、介助を受けていると回答した人に、公的サービスによる介助の頻度をたずねたところ、身体障害者は「受けていない（33.7%）」が3割台、知的障害者は「受けていない（45.2%）」が4割台、精神障害者は「受けていない（48.3%）」が5割弱となっています。

図表 公的サービスによる介助の頻度＜介助を受けていると回答した人＞（障害別）



（2）就労

①仕事をしている上での不安

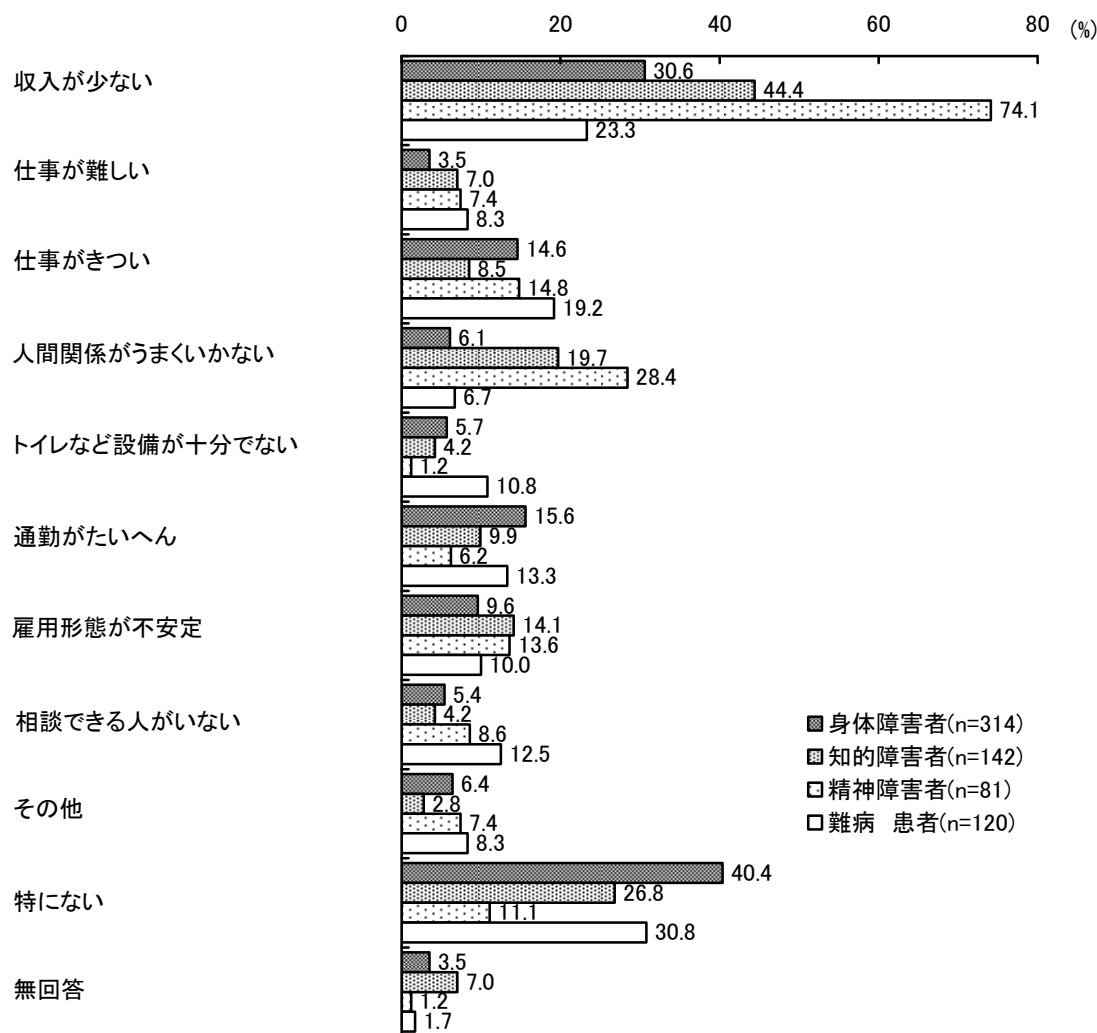
仕事をしている（作業所、授産施設を含む）と回答した人に、仕事をする上での不安をたずねたところ、身体障害者は、「収入が少ない（30.6%）」が約3割であり、「通勤がたいへん（15.6%）」、「仕事がつい（14.6%）」が続いています。

知的障害者は、「収入が少ない（44.4%）」が最も多く、「人間関係がうまくいかない（19.7%）」が2割弱となっています。

精神障害者は、「収入が少ない（74.1%）」が最も多く、「人間関係がうまくいかない（28.4%）」が続いています。

難病患者は「収入が少ない（23.3%）」、「仕事がつい（19.2%）」もそれぞれ2割程度となっています。

図表 仕事上の不安<仕事をしていると回答した人>（障害別：複数回答）



※なお、精神障害のある方については、無作為抽出による調査が適切でないと考えられることから、調査対象が市内の関係施設、団体及び医療機関を通じて調査可能な方としている。

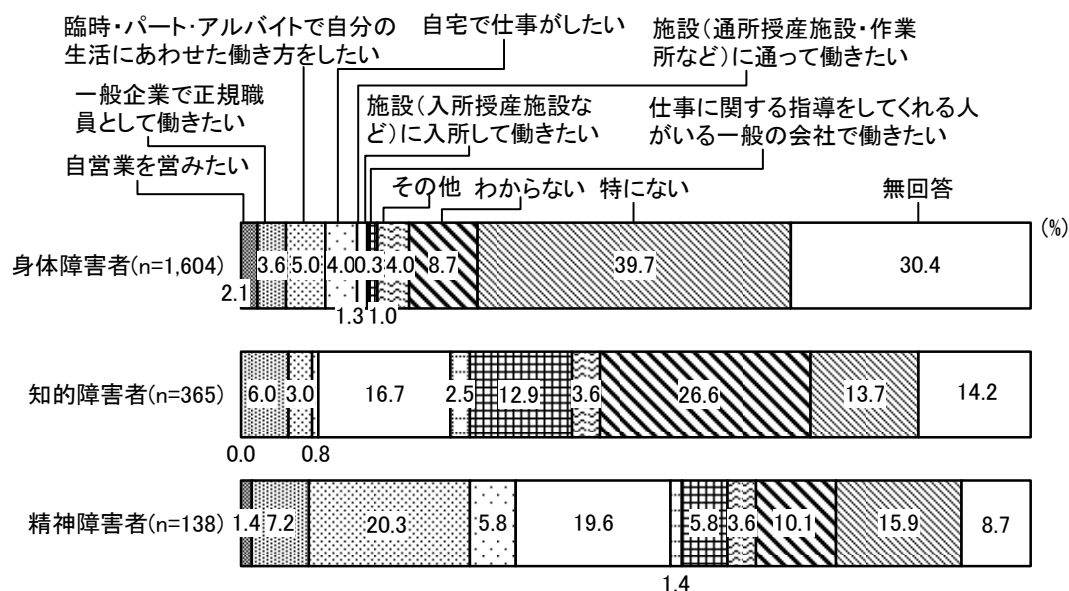
②今後したい仕事

今後したい仕事は、身体障害者は、「特にない」と「わからない」を合計すると5割弱になります。それ以外では、「臨時・パート・アルバイトなどで自分の生活にあわせた働き方をしたい」が5%となっています。

知的障害者は、「特にない」と「わからない」を合計すると約4割になります。それ以外では、「施設（通所授産施設・作業所など）に通って働きたい」が最も多く、「仕事の指導をしてくれる人がいる一般の会社で働きたい」が1割を超えています。

精神障害者は、「臨時・パート・アルバイトなどで自分の生活にあわせた働き方をしたい」が2割を超えて最も多く、「施設（通所授産施設・作業所など）に通って働きたい」が続いています。

図表 今後したい仕事（障害別）

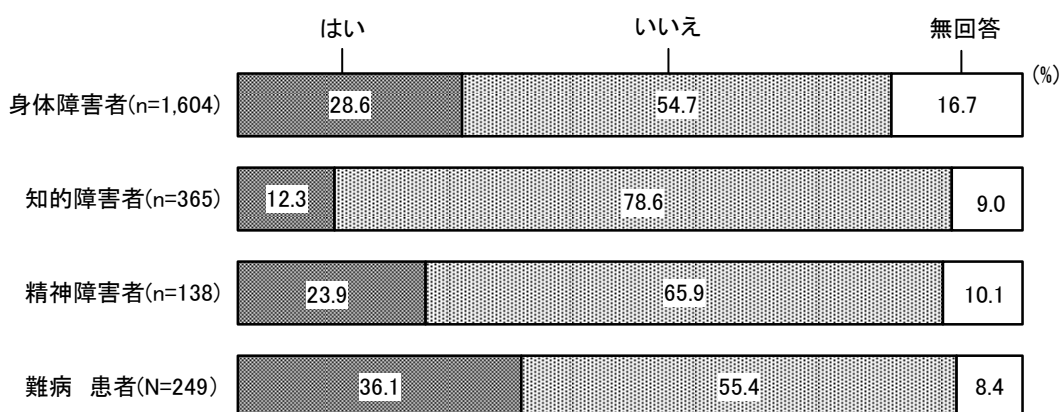


（3）府中市民のノーマライゼーションの理解

① 市民のノーマライゼーションの理解

ノーマライゼーションが市民に十分理解されていると思うかについて、「はい」と回答したのは、身体障害者では 28.6%、知的障害者では 12.3%、精神障害者では 23.9%、難病患者では 36.1%となっています。

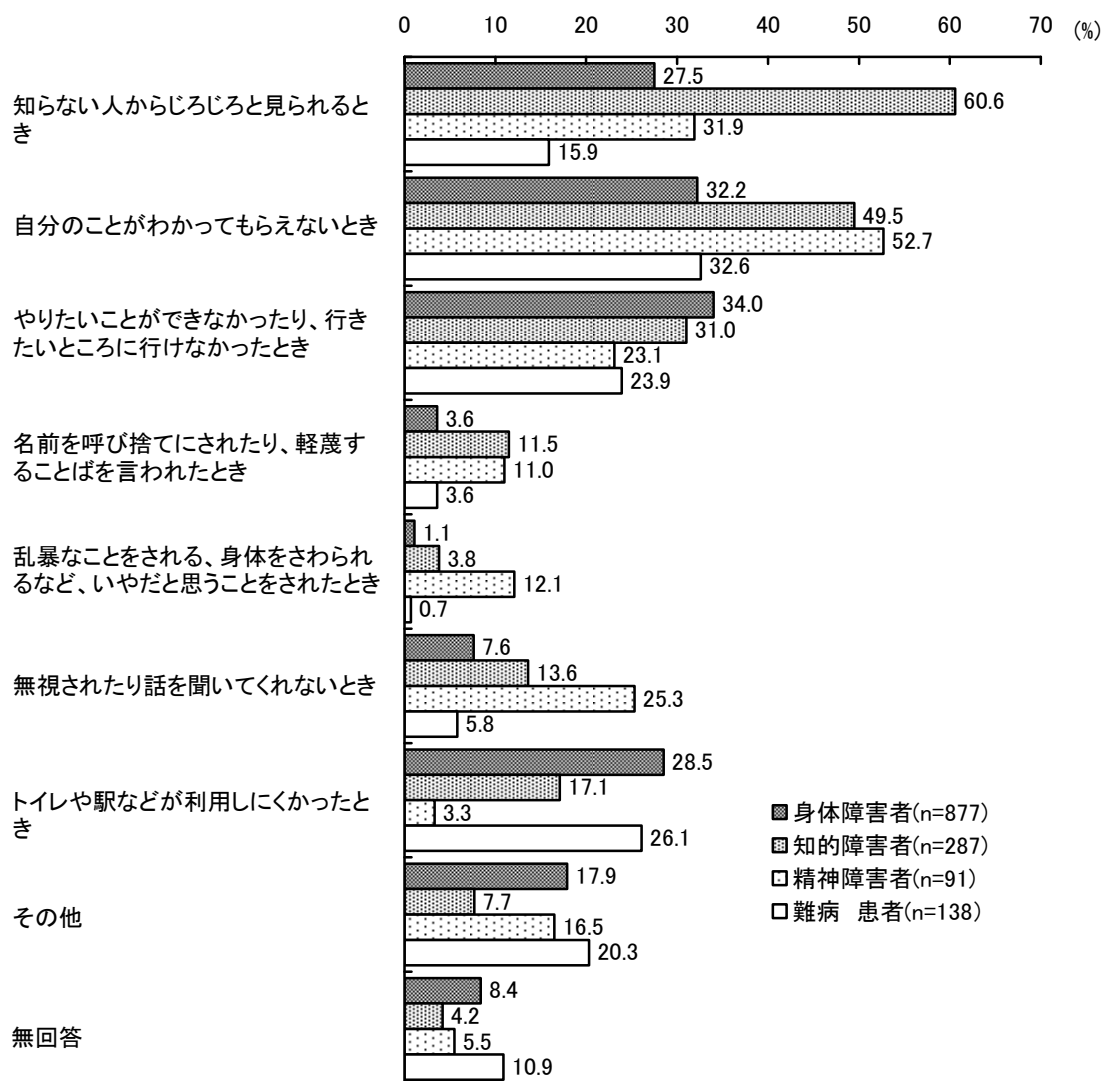
図表 市民のノーマライゼーションの理解（障害別）



② ノーマライゼーションが理解されていないと感じるとき（問 19-1）

ノーマライゼーションが十分理解されていないと思うと回答した人に、どのような時に理解されていないと感じるかたずねたところ、身体障害者、「やりたいことができなかつたり、行きたいところに行けなかつたとき（34.0%）」が最も多くなっています。精神障害者、難病患者は、「自分のことがわかってもらえないとき（精神：52.7%、難病：32.6%）」が最も多くなっています。知的障害者は、「知らない人からじろじろと見られるとき（60.6%）」が最も多くなっています。

図表 ノーマライゼーションが理解されていないと感じるとき
 <ノーマライゼーションが十分理解されていないと思うと回答した人>
 （障害別：複数回答（3つまで））



（4）充実を望む施策

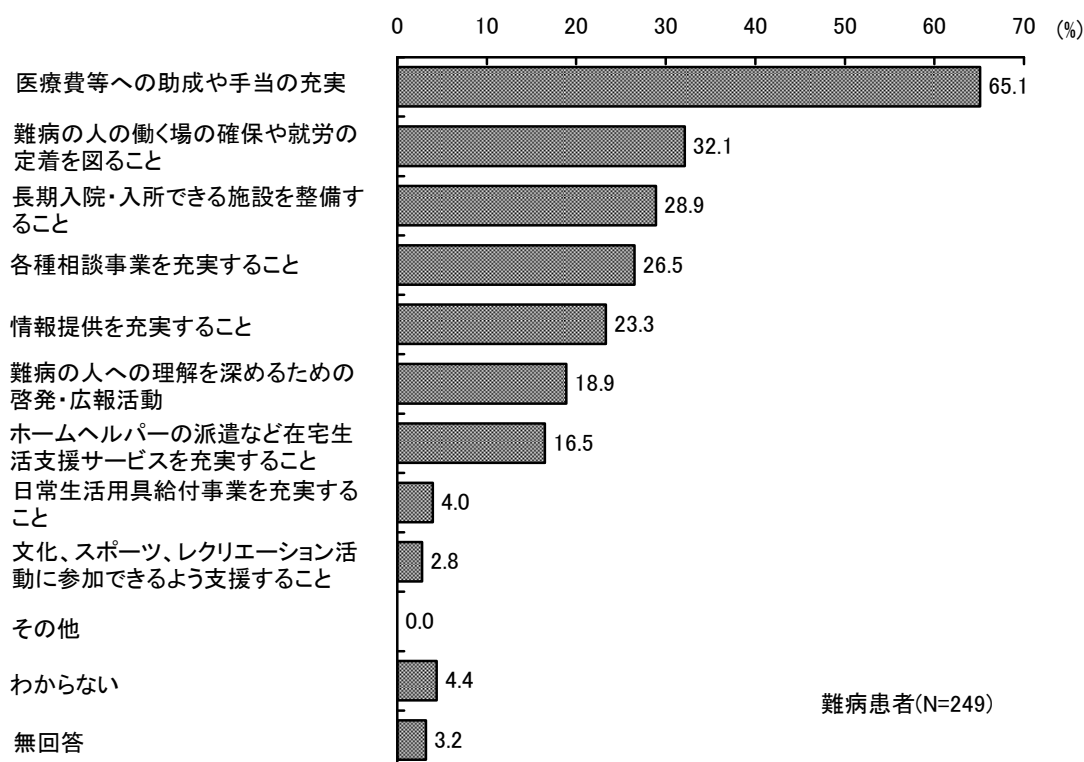
身体障害者は、「ホームヘルパーの派遣など在宅生活支援サービスを充実すること（28.5%）」、「各種相談事業を充実すること（28.3%）」が3割弱で多くなっています。

知的障害者は、「障害のある人の働く場の確保や就労の定着を図ること（51.2%）」が5割を超えて最も多く、「障害のある人や子どもが受診しやすい医療体制を充実すること（35.9%）」、「グループホームを充実すること（31.0%）」が3割台となっています。

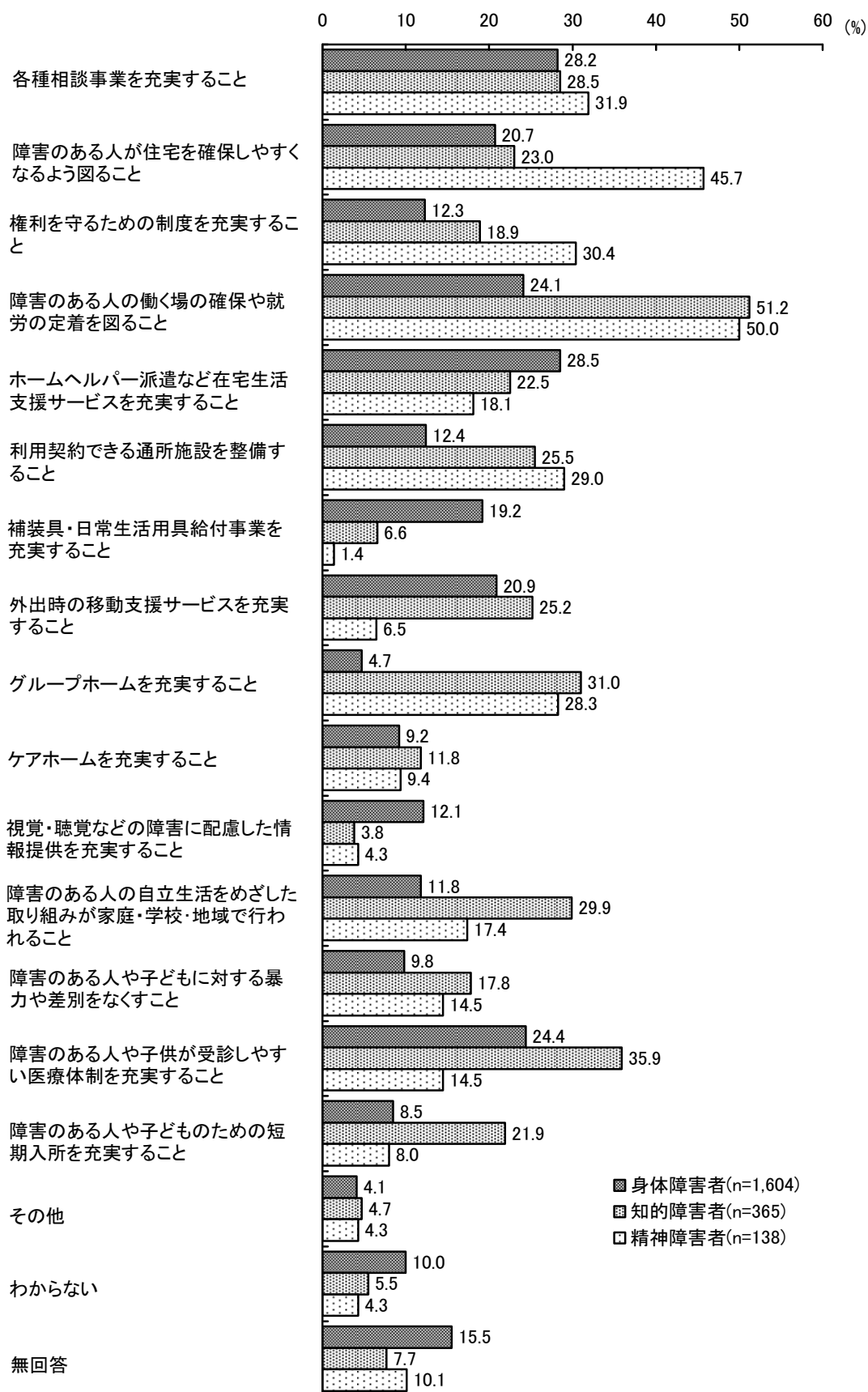
精神障害者は、「障害のある人の働く場の確保や就労の定着を図ること（50.0%）」が5割で最も多く、「障害のある人が住宅を確保しやすくなるよう図ること（45.7%）」、「各種相談事業を充実すること（31.9%）」が続いています。

難病患者は、「医療費等への助成や手当の充実（65.1%）」が6割を超えて最も多く、「難病の人の働く場の確保や就労の定着を図ること（32.1%）」、「長期入院・入所できる施設を整備すること（28.9%）」が続いています。

図表 充実を望む施策（難病患者全体：複数回答（3つまで））



図表 充実を望む施策（障害別：複数回答（5つまで））



3 府中市の障害者福祉に関する課題

府中市の障害福祉を取り巻く現状、アンケート調査の結果、府中市障害者計画検討協議会の検討結果を踏まえ、課題を整理すると次のようになります。

（1）適切なサービス量の確保

本市の人口は、引き続き増加の基調にあり、障害のある人の数も増加の基調にあります。精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成 18 年度において唯一減少に転じていますが、近年の社会情勢に鑑みても精神の病気を持つ人の数は増加しているものと考えられます。

こうした状況のもとにあって、障害のある人を対象とするサービスの利用は、障害者自立支援法の施行に伴う体系の大きな変革をはさみ、単純な比較は困難ですが、「居宅介護サービス」など訪問系の介護給付を中心として、概ね増加の傾向にあります。今後とも必要となるサービス量の増加が予想されることから、これに応えられる適切なサービス量を確保する必要があります。

（2）「制度」だけでは対応しきれない多様なニーズへの対応

サービスの利用量は概ね増加の傾向にありますが、詳細に見れば、「精神障害者の居宅介護サービス利用量」のように、減少傾向を示すサービスもあります。この点について、本協議会では、「精神障害者は、身体介護や家事援助に対するニーズは少なく、むしろ、話し相手を欲している」との指摘もありました。

このように障害や病気により「生活のしづらさ」を抱える人たちのニーズは多様であり、現行の制度のもとでのサービスメニューでは必ずしも対応できないニーズも含まれています。継続的に当事者、家族等の声を聞き、その協力を得ながら、各種の地域資源が有機的に連携することによって、多様なニーズに応える新たな仕組みづくりが必要とされています。

（3）障害種別を超えた協働と連携

障害や病気による「生活のしづらさ」の違いから、身体障害、知的障害、精神障害それぞれの種別ごとに当事者や家族の活動は展開されてきました。また、障害のある人の施策については、「身体障害者福祉法」、「知的障害者福祉法」、「精神保健福祉法」など、障害種別ごとに法律があり、これを基本として諸施策が整備されてきました。昭和 20～30 年代に法律が整備された身体障害のある人、知的障害のある人に比べ、精神障害のある人は平成 7 年に精神保健福祉法が施行され、わずか 10 数年前に福祉施策の範疇

に位置づけられたばかりであり、その歴史や経緯もそれぞれの種別ごとに異なります。

今後、地域において多様なニーズに応じていくためには、障害の種別を越えてそれぞれの経験や知見を共有し、新たな仕組みづくりのための連携を深めていくことが期待されます。

（４）潜在化する介助ニーズの点検

アンケート調査結果によれば、いずれの障害においても重度者ほど介助を要していますが、知的障害のある人を中心として「家族介助」への依存が大きく、反面、相対的に公的サービスによる介助の利用度は高くありません（障害のある人の調査：問4）。本来、公的サービスにつながるべきニーズが潜在化していないか、きめの細かい調査の必要性をうかがわせる結果となっています。

（５）就労機会の創出

アンケート調査結果によれば、身体障害のある人の若年層（18-29歳、30-39歳）、軽度の知的障害のある人、精神障害のある人で一般就労を望む声は少なくありません。障害のある人が社会的役割を獲得し、その可能性を拡大、増進するために、積極的な一般就労機会の創出が望まれます。地域で、具体的にどのような取組が可能であり、有効であるのか、地域で知恵を出し合い、その実現を図る必要があります。

（６）いわゆる「福祉的就労」の底上げ

アンケート調査結果によれば、実際に仕事をする不安として「収入が少ない」が第一にあげられています。一般就労は望まない、あるいは叶わなくても、就労継続B型・授産施設等での収入と、年金収入とにより生活を営むという選択も重要です。国が推進する「工賃倍増5カ年計画」による支援を活かしつつ、工賃水準を向上させていくために、地域ができる支援は何か、明確化していくことが求められます。

（７）サービス事業者等の体力強化への支援

（６）の課題にも関連して、福祉サービスの事業者も事業体としての体力強化を図り、新たな時代における福祉経営の方向性「『施設管理』から『法人経営』へ」が求められています。

しかしながら、アンケート調査結果によれば、2割強の事業者の収支状況は「赤字」であり、また、経過措置にある事業者の3割強は新体系への移行時期を「未定」としており明確な展望が描けていません。経営環境の変化を踏まえつつ、安定的に地域のニーズへ対応するための支援、単なる財政支援だけではなく、経営力の向上につながる情報

提供や事業者間の連携機会の提供、あるいは人材育成など、多様な支援のあり方を検討する必要があります。

（8）「災害弱者」・「犯罪弱者」を出さないシステムの構築

アンケート調査結果によれば、災害等の際、「ひとりで避難できないと思う人」には概ね援助者はいるが、その多くは「家族」に依存しています。有事の際、地域全体が「被災者」となった場合においてもなお、「災害弱者」を出さないための地域システムが求められます。また、防犯においても機能する地域の予防システムの必要性も高くなっています。

（9）ノーマライゼーションの推進

アンケート調査結果によれば、障害のある人から見て市民のノーマライゼーションに対する理解は十分ではありません。その契機となることとして「じろじろ見られるとき」や「自分のことをわかってもらえないとき」があげられています。一方、障害のない人は、悪意や冷やかしかからではなく「大丈夫かしら…」と心配しながら見てしまうこともあるでしょうし、障害や病気について十分な理解を得る機会が極めて少ないともいえます。また、身体障害のある人からは「点字ブロックの上に自転車が放置されている」という自由記述もあり、こうしたこともノーマライゼーションの理解が不十分と感じられます。

障害のある人と障害のない人の意識の落差をどのようになくしていけばよいのか、理念としてのノーマライゼーションから、具体的な実践としてのノーマライゼーションを実現することが求められているといえます。

（10）障害者関係団体の活動の活性化

（9）の観点からも障害者関係団体の活動の活性化が求められるところです。しかしながら、アンケート調査結果によれば、活動する上で「会員の意識」、「後継者問題」、「社会の認識」、「財政的支援」、「活動場所の確保」など多様な問題を抱え、各団体は自らの活動だけで精一杯の状況であり、ノーマライゼーションを浸透するための地域への情報発信や他団体との連携など、各団体の独力のみで活動を活性化するには限界が見られます。地域として、これらの団体をいかに強化し活性化するか、具体的な方策の検討が必要となっています。

（11）難病患者の経済的ニーズへの対応

アンケート調査結果によれば、難病患者は充実を望む施策として、年代を問わず「医

療費等への助成や手当の充実」を最上位にあげています。難病患者においては、障害のある人のように「心身機能・身体構造」によって「活動」や「参加」が制限され、全体としてQOL（生活の質）が低下するという状況は多くないと考えられることから、まずは、経済的なニーズへの対応が第一の課題であるといえます。

（12）相談事業・情報提供の充実

アンケート調査結果によれば、充実を望む施策として、いずれの障害種別においても「各種相談事業を充実すること」が上位にあげられています。自由記述においても、「相談対応を充実するとともに、適切な情報提供が必要」とする内容は多く、さらなる充実が望まれています。また、障害や病気によって「窓口へ行くことがとても大変」という記述もあることから、相談を必要とする人のもとへ出向くなど近接性を高めていく必要もあります。

第2章 計画の基本的な考え方

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画のめざすもの（理念）

（1）計画の理念

府中市では、障害のある人もない人も、市民すべてが安心して自立（自律）した暮らしができる地域社会をつくることを目指して、**府中市障害者計画・障害福祉計画**を改定することとなりました。

『自立（自律）』とは、どんなに重度の障害があっても、必要なサービスを受けながら地域で主体的に生き、自己実現を図ることをいいます。

そのためには、障害があってもなくても、同じ地域で暮らす**普通の市民として**生活していけることを目指したサービスの構築と、地域で暮らす人々の理解と配慮が必要となります。特に、障害のある人が普通に働ける社会を実現することが強く求められているところです。

また、この計画は、障害のある人のためだけのものではなく、すべての市民にとっても大切なものです。

バリアフリーのまちづくりが、車いすを利用する障害のある人だけでなく、高齢者や乳幼児連れの親子にとっても暮らしやすいものであるように、すべての障害のある人が安心して暮らせるまちは、すべての市民にとっても安心して暮らせるまちになります。

すべての障害のある人のための計画づくりは、すべての市民にとっても明日をひらくものになるのです。

これらの考え方をふまえ、この計画の目指すべき基本理念と基本視点を次のように位置づけます。

府中市障害者計画・第2期障害福祉計画の基本理念

障害のある人もない人も、
市民すべてが安心して
自立した暮らしができるまち・府中の実現

（2）計画の考え方

計画の考え方は以下のとおりとします。

○視点1 すべての市民のための計画

すべての障害のある人に地域生活に必要なサービスが提供されることは、すべての市民の安心につながります。

この計画は、障害に対する心のバリアを取り除き、より多くの市民の理解と近隣の自然なサポートが得られるように、すべての市民に投げかけるものとします。

○視点2 「すべての障害のある人」を対象とした計画

障害のある人が安心して住み慣れた地域で暮らせるだけでなく、市外の施設に入所している人や病院に入院している人が、地域生活に移行するための基盤づくりを進める必要があります。

また、障害者手帳の対象になっていないものの、難病患者や高次脳機能障害、発達障害など日常生活にさまざまな障害のある人、深刻な社会問題となっている自殺、ひきこもり等の問題に直面している人などへの支援体制の整備が求められています。

この計画は、障害者手帳の有無にかかわらず、すべての障害のある人が地域生活に必要なサービスを受けられることを目指すものです。

○視点3 三障害同一水準の障害福祉サービスの提供

身体障害・知的障害の分野に比べ、精神障害のある人の地域生活を支えるためのサービスは、低い水準にとどまっているのが現状です。必要なサービスを検証し、精神障害の分野における障害福祉サービスの水準の向上を目指します。

○視点4 サービス水準の向上

市では、これまで、近隣自治体と比較しても引けを取らない障害福祉サービスを提供してきました。

市町村の責任を一層重視した障害者自立支援法の施行から4年目を迎えることから、スクラップアンドビルドの視点でサービスの提供方法等の見直しを図りながら、サービス水準の向上を目指します。

○視点5 すべての施策における障害のある人への配慮

障害のある人へのサービスのほとんどが、障害者福祉施策として提供されているのが現状ですが、障害のある人への配慮さえあれば、一般の施策で提供することができるものも多くあります。これらの施策は、可能な限り一般の施策に移行していくことが必要です。

すべての施策において障害のある人への配慮がなされることにより、すべての市民にとって暮らしやすいまちづくりにつながります。

○視点6 家族に頼らない障害のある人への地域生活支援

地域で暮らす障害のある人は、家族の介助や見守りに支えられている場合が少なくありません。その一方で、特に介助や見守りの必要性の高い障害のある人の家族の負担は大きく、家族が将来の見通しに対する不安を抱えている場合もあります。病院や入所施設からの地域生活への移行を目指す中、家族頼みでない障害のある人の地域生活支援を目指します。

2 計画の基本目標

「障害のある人もない人も、市民すべてが安心して自立した暮らしができるまち・府中の実現」に向けて、次の4つの目標を設定し、計画を推進します。

なお、本計画で「自立」とは、**障害のある人**に対するサービスの質と供給量を制限することではありません。**障害のある人**が地域で安心して暮らし続けることができるために十分なサービスをきちんと確保した上で、**障害のある人**個人の希望をかなえられるような暮らしの質を保証することを目指すものです。

（1）利用者本位のサービスの実現のために

- ・ **障害のある人**が自己選択・自己決定ができるように、さまざまな方法で情報を入手できるように、また身近な場所で相談できる体制を充実し、サービスの質の確保に努めます。
- ・ **障害のある人**の権利が擁護されるような体制を充実していきます。
- ・ **障害のある人**の社会参加が促進されるしくみづくりを進めます。

【取り組む方向】

- 情報提供体制の充実
- 相談体制・権利擁護体制の充実
- 福祉サービスの質の確保
- 障害のある人の参加の促進

（2）安心して暮らし続けるために

- ・ **障害のある人**が尊厳をもって地域で安心して暮らし続けられるように、在宅サービスの充実や、安心して住める環境づくりに努めます。
- ・ **保健・医療との連携を強化**すると共に、**障害のある人**の学習の機会を拡大します。
- ・ 一般就労を支援すると共に、作業所などの就労機能を強化します。
- ・ 年金や**手当**などの充実を要請していきます。

【取り組む方向】

- 在宅サービスの充実
- 保健・医療との連携強化
- 学習機会の拡大
- 就労支援体制の整備
- 経済的支援体制の強化
- 安心して住める環境づくり

（3）地域で支える福祉をめざして

- ・ **障害のある人**を地域で支えあうネットワークを強化します。
- ・ 障害者福祉を支える人材を確保します。
- ・ 災害時の要援護者支援対策を講じます。

【取り組む方向】

- 支えあいネットワークの推進
- 地域の福祉人材の確保
- 防災・防犯対策

（４）ともに歩む地域をめざして

- ・ **障害のある人**への理解を浸透させ、ノーマライゼーションを徹底させます。
- ・ 移動の不便や公共機関の使用の不便を解消します。
- ・ 障害者手帳を持たない**障害のある人**に対する支援を実行します。

【取り組む方向】

- **障害のある人**への理解・啓発の促進
- バリアフリーの推進
- すべての障害のある人への支援

3 計画の体系

【目 標】	【方 針】	【施 策】
1 利用者本位のサービスの実現のために	(1) 情報提供体制の充実	①総合的な情報提供体制の整備 ②情報へのアクセスの支援 ③コミュニケーションの円滑化の促進
	(2) 相談体制の整備	①相談体制の充実 ②ピアカウンセリングの充実 ③権利擁護体制の充実
	(3) 福祉サービスの質の確保	①利用しやすい福祉サービス情報の提供 ②サービス提供に携わる事業所・人材の育成 ③障害者福祉施設の体系化
	(4) 障害者の参加の促進	①障害のある人の参加による計画の推進 ②団体・機関のネットワーク化 ③自主活動への支援
2 安心して暮らし続けるために	(1) 在宅サービスの充実	①ホームヘルプサービスの充実 ②日中活動の場の充実 ③福祉機器の活用による自立支援の促進 ④移動・移送サービスの充実 ⑤保育サービスの充実 ⑥高齢者・介護保険サービスとの連携の強化 ⑦介護者への支援
	(2) 保健・医療との連携の強化	①健康づくりへの支援 ②障害の早期把握・早期対応 ③療育体制の充実 ④医療費助成の充実の要請
	(3) 学習機会の拡大	①就学相談の充実 ②学校教育の充実 ③生涯学習の場と機会の充実 ④スポーツに親しむ機会の拡大
	(4) 就労支援体制の整備	①一般就労への支援 ②作業所などの就労機能の強化
	(5) 経済的支援体制の強化	①年金や手当などの充実の要請
	(6) 安心して住める環境づくり	①地域での住まいの確保 ②民間賃貸住宅への入居支援 ③住宅の利便性の向上 ④施設入所枠の確保
3 地域で支える福祉をめざして	(1) 支えあいのネットワークの推進	①委託相談支援事業所を中心とした生活支援 ②機関・施設・団体間の連携支援 ③地域での交流・協働活動の促進 ④障害者施設の地域への開放
	(2) 地域の福祉人材の確保	①地域の人材などの活用 ②ボランティアの育成
	(3) 防災・防犯対策	①災害時要援護者支援
4 ともに歩む地域をめざして	(1) 障害のある人への理解・啓発の促進	①ノーマライゼーションの理念の普及 ②障害のある人への理解・啓発事業の充実
	(2) バリアフリーの推進	①移動のバリアフリーの推進 ②誰でもトイレの拡大
	(3) 「すべての障害のある人」への支援	①難病患者への支援 ②高次脳機能障害・発達障害のある人等への支援

第3章 重点施策

第3章 重点施策(再掲)

1 相談体制の充実

- 個々の障害の程度や生活の状況に応じた適切なサービスを自ら選択し、利用できるように、委託相談支援事業所などにより、身近な生活の相談から障害福祉サービスにいたるまでの一連の相談支援を行います。
- 的確にニーズを把握し、支援につなげ、地域生活を確実に支えることができるソーシャルワーカーの育成とその身分保障が必要です。また、「当事者主体」という支援のあり方を確立するためにも、ワーカーとともに活動するピアカウンセラーの育成、当事者団体への支援も重要です。
- 市が行うべきこと、民間事業者が行うべきこと、社会福祉法人、NPO が行うべきこと、相互に連携して推進すべきことなどについて早急にわかりやすい体制の整備を目指します。

2 一般就労への支援、作業所などの就労機能の強化

- 市内には 24 か所の作業所や通所授産施設等があり、養護学校卒業後や病院・入所施設からの地域移行後の就労・日中活動の場として、重要な役割を果たしています。
- 就労は自立の足がかりであるとともに、自己実現の手段の1つであり、作業所等の機能を強化して就労機会を確保するとともに、一般就労などへつなげていけるよう、委託相談支援事業所と連携し、相談・支援体制を充実していきます。
- 通所授産施設や作業所等の統合・連携・法人化などへの支援を行い、就労施設としての機能を強化します。また、福祉的就労から一般就労へつなげる支援体制を検討します。

3 住まいの確保

- 障害のある人が安心して住み慣れた地域で暮らせるだけでなく、市外の施設に入所している人や病院に入院している人が、地域生活に移行するために、グループホーム・ケアホームを整備するとともに、公営住宅の障害者入居枠の確保や民間賃貸住宅への入居支援など、安心して居住できる基盤づくりを進めます。
- また、障害者福祉の推進のためには介護者が孤立・疲弊しないよう、行政や民間団体が適切な支援を行っていくことが求められます。障害のある人の親が高齢化していく中で、親の助けを借りなくても地域で自立して暮らしていけるようなしくみを作り上げていくことが重要です。

4 高次脳機能障害・発達障害のある人等への支援

- 自治体の障害者福祉計画はこれまで、身体障害、知的障害、精神障害の3障害を主たる対象としてきました。しかしながら、近年、高次脳機能障害や発達障害を持つ人に対する福祉サービス強化の必要性がクローズアップされてきています。
- 高次脳機能障害とは、交通事故や頭部のけが、脳卒中などで脳が部分的に損傷を受けたため、言語や記憶などの機能に障害が起きた状態をいいます。この障害では、注意力や集中力の低下、比較的古い記憶は保たれているのに新しいことは覚えられない、感情や行動の抑制がきかなくなるなどの精神・心理的症状が現れ、周囲の状況にあった適切な行動が選べなくなり、生活に支障をきたすようになります。また、外見上では分かりにくいため、周囲の理解が得られにくいとされています。
- 発達障害は、乳児期から幼児期にかけて様々な原因が影響し、発達の「遅れ」や質的な「歪み」、機能獲得の困難さが生じる心身の障害を指す概念です。
- これらの障害については、高度に専門的であるため市としてもまだ実態の把握が不十分であり、また、障害者手帳を持っていない方も多いため、十分な福祉サービスが行き届いていないのが現状です。
- 東京都の高次脳機能障害支援普及事業や発達障害者支援センターなど、関係事業・関係機関との連携を図りながら、市内の高次脳機能障害、発達障害についての網羅的な情報収集を行い、体系的な施策の立案を目指します。

第4章 目標に向けた取組

第4章 目標に向けた取組

目標1 利用者本位のサービスの実現のために

利用者本位のサービスの実現のためには、サービスの質と量の確保とともに、サービスについての情報提供、相談、利用計画、契約に至るまでの総合的な支援体制を整備することが重要です。また、判断能力が不十分な人も安心してサービスが利用できるように権利擁護体制を拡充することが大切です。

福祉サービスの質の向上や内容の充実のためには、福祉サービス第三者評価制度の普及など、事業者が自らサービスの質の向上に取り組むしくみを構築するとともに、障害のある人自身が障害者計画の策定や事業の推進に参加することが重要であり、そのためのしくみを整える必要があります。

（1）情報提供体制の充実

適切なサービスの選択を支援するため、インターネットを活用するなど情報の提供体制を充実するとともに、障害に応じた的確な情報を取得することができるよう、コミュニケーションの円滑化への支援を充実します。

①総合的な情報提供体制の整備

事業名	内容
わかりやすい情報の提供	・サービスの内容を体系的に説明したしおりを発行するなど、わかりやすい情報の提供に努めます。
多様な媒体を活用した情報の提供	・必要とする情報が容易に得られるよう、市や社会福祉協議会の広報、ホームページ、録音テープ版広報など多様な媒体を活用した情報提供を進めます。

②情報へのアクセスの支援

事業名	内容
コミュニケーション手段の確保	・インターネットなどを通じて情報の取得や発信ができるよう、障害に応じたパソコンの購入費用の助成やパソコン講習会の実施など、コミュニケーション手段の確保を支援します。

③コミュニケーションの円滑化の促進

事業名	内容
コミュニケーション支援事業（地域生活支援事業） （新規）	・聴覚障害または言語障害のある人が健聴者との意志疎通を円滑にするため、通訳を必要とする場合に、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。
手話講習会（地域生活支援事業）	・手話に関する知識を普及し手話通訳者を養成するため、手話講習会を開催します。 ・また、手話講習会修了者を対象に、手話技術向上を図るための研修会を開催します。
点字講習会（地域生活支援事業）	・点訳に関する知識を普及し点訳ボランティアを養成するため、点字講習会を開催します。 ・また、中途視覚障害者を対象に、点字の講座を開催します。

（2）相談体制の整備

個々の障害の程度や生活の状況に応じた適切なサービスを自ら選択し、利用できるように、委託相談支援事業所などにより、身近な生活の相談から障害福祉サービスにいたるまでの一連の相談支援を行います。

①相談体制の充実

事業名	内容
相談支援事業（地域生活支援事業）	・「みーな」「あけぼの」「プラザ」において、総合的・一元的相談体制を確立し、障害のある人が適切なサービスを効果的に利用できるよう、相談支援機能の充実を図るとともに、事業内容の普及に努めます。
地域自立支援協議会の運営 （新規）	・関係機関で構成する府中市障害者等地域自立支援協議会において、個別支援会議等から見えてくる地域の課題を共有することで、相談支援機能の向上を図ります。
ケアマネジメント従事者の育成・確保 （新規）	・障害のある人がサービスを選択・決定・利用するうえで、利用者の立場に立った適切な支援を行うため、社会福祉法人、NPO等と連携してケアマネジメント従事者の育成・確保に努めます。

②ピアカウンセリングの充実

事業名	内容
ピアカウンセリング	・自己の経験にもとづき同じ悩みを持つ人に対して助言を行い、問題の解決を図るピアカウンセリングを実施するとともに、ピアカウンセラーの育成を支援します。

③権利擁護体制の充実

事業名	内容
権利擁護体制の充実 （再掲）	・サービスの適切な利用を支援したり、判断能力が不十分な人などに対しての地域福祉権利擁護事業及び成年後見制度の利用支援や助言を行う、福祉サービス利用者総合支援事業や府中市権利擁護センター事業の充実を図ります。

(3) 福祉サービスの質の確保

安心してサービスを選択し、利用することができるよう、サービス提供事業者の「福祉サービス第三者評価制度」の導入を促進するなど、サービスの質の確保に努めます。

①利用しやすい福祉サービス情報の提供

事業名	内容
福祉サービス第三者評価制度の普及・促進（再掲）	・評価機関がサービス提供事業者のサービス内容などを評価し公表する、福祉サービス第三者評価制度の普及を促進し、サービスの質の確保に努めるとともに、利用者がサービスの選択をする際に目安となるよう情報提供を図ります。

②サービス提供に携わる事業所・人材の育成

事業名	内容
サービス提供に携わる事業所の育成 （新規）	・地域で活動しているさまざまな団体やNPO等を障害福祉サービス提供事業所として育成するなど、サービス提供事業所の育成を図ります。
サービス提供に携わる人材の育成 （新規）	・高齢者や児童などの各種福祉分野に携わる人材に対し障害分野の理解を深める研修を実施するとともに、移動支援・コミュニケーション支援など幅広い支援を行う人材の育成を図ります。

③障害者福祉施設の体系化

事業名	内容
障害者福祉施設の体系化 (新規)	・利用者が自分にあったサービスを選択できるよう、通所授産施設や作業所等の障害者自立支援法に基づく新体系サービスへの移行に伴い、各施設の専門性を高め、体系化が図られるよう支援します。

(4) 障害のある人の参加の促進

障害のある人に対する施策を充実していくためには、障害のある人・行政・市民がともに考え、行動していくことが大切であり、そのためのしくみを整備します。

①障害のある人の参加による計画の推進

事業名	内容
計画の点検評価	・市の福祉計画の推進について、サービスの利用者が参加した府中市障害者計画推進協議会で点検、評価します。

②団体・機関のネットワーク化

事業名	内容
団体・機関のネットワークの構築	・府中市障害者等地域自立支援協議会を運営し、障害のある人や家族、支援団体、社会福祉法人などと行政がともに福祉施策のあり方などについて考え、相互交流を図ることができるようネットワークの構築を図ります。

③自主活動への支援

事業名	内容
自主グループ活動への支援	・同じ悩みを持つ人たちが互いに相談しあい、解決を図るピアカウンセリングの人材を育成するなど、障害のある人が行う自主グループ活動への支援を行います。

目標2 安心して暮らし続けるために

障害のある人が安心して住み慣れた地域で暮らせるだけでなく、市外の施設に入所している人や病院に入院している人が、地域生活に移行するための基盤づくりを進める必要があります。そのためには、障害のある人の住まいの確保や日常生活の支援、就労支援体制の整備など、様々な施策の充実が求められています。

（1）在宅サービスの充実

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの質と量の確保が大きな課題となっています。

また、本人や介護者の高齢化などにより、高齢者福祉サービス・介護保険サービスとの連携や、介護者支援サービスの充実が求められており、利用者への適切な相談とあわせて、個々の状況に応じたサービスの提供体制の整備を進めます。

①ホームヘルプサービスの充実

事業名	内容
居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援（自立支援給付）	・身体介護や家事援助などの日常生活の支援が必要な障害のある人に、ホームヘルプサービス・ガイドヘルプサービスを給付し、地域生活を支援します。
移動支援事業（地域生活支援事業）	・外出する際の支援が必要な障害のある人に、ガイドヘルプサービスを給付し、地域生活を支援します。
難病患者ホームヘルプサービス	・ホームヘルパーを派遣し、家事援助や介護等を必要とする難病患者を支援します。

②日中活動の場の充実

事業名	内容
生活介護（自立支援給付）	・常に介護を必要とする障害のある人に、介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供し、地域生活を支援します。
自立訓練（機能訓練・生活訓練）（自立支援給付）	・障害のある人が自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練の機会を提供し、地域生活を支援します。
就労移行支援（自立支援給付）	・一般企業等への就労を希望する障害のある人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練の機会を提供し、就労への移行を支援します。

事業名	内容
就労継続支援（A型・B型）（自立支援給付）	・一般企業等での就労が困難な障害のある人に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練の機会を提供し、地域生活を支援します。
療養介護（自立支援給付）	・医療と常時介護を必要とする障害のある人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行う療養介護を給付し、日中活動を支援します。
児童デイサービス（自立支援給付）	・発達に遅れやつまづきのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の適切な療育を行い、健全な育成を支援します。
短期入所（自立支援給付）	・自宅で介護する人が病気の場合など、短期間、夜間も含め、施設で介護等を行い、障害のある人の地域生活を支援します。

③福祉機器の活用による自立支援の促進

事業名	内容
補装具の交付（自立支援給付）	・障害の状況に応じた適切な相談とあわせ、補装具を交付し、自立支援の促進を図ります。
日常生活用具の給付（地域生活支援事業）	・障害の状況に応じた適切な相談とあわせ、日常生活用具を給付し、日常生活の利便性の向上を図ります。

④移動・移送サービスの充実

事業名	内容
自動車運転免許取得・改造助成事業（地域生活支援事業）	・自動車運転免許の取得のために要する経費の一部や、自らが所有し運転する自動車の改造に要する経費を助成して、障害のある人の生活圏の拡大と日常生活の利便性の向上を図ります。
車いす福祉タクシー（地域生活支援事業）	・車いす福祉タクシーにより、車いす利用者などの移動を支援します。
福祉タクシー（地域生活支援事業）	・タクシー料金の一部を助成し、障害のある人の移動を支援します。
自動車ガソリン等費用の助成（地域生活支援事業） （新規）	・ガソリン等燃料費の一部を助成し、障害のある人の移動を支援します。
福祉移送の支援（再掲） （新規）	・障害のある人の利便性の向上のため、交通事業者やNPO団体と連携した福祉移送を支援します。
コミュニティバス「ちゅうバス」の充実（再掲）	・「ちゅうバス」のルートの見直しや増設、増便などにより、障害のある人の移動を支援します。

⑤保育サービスの充実

事業名	内容
障害児保育	・障害のある子どもをもつ親のニーズに応えるため、民間保育園の新設時などにあわせて障害児入所定員枠を拡大します。
放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	・放課後に親が不在である小学6年生までの児童を対象に実施している学童クラブの障害児の受け入れを確保します。
地域デイグループ （新規）	・障害のある児童・生徒に対し、放課後、集団活動・訓練を行う地域デイグループを支援します。

⑥高齢者・介護保険サービスとの連携の強化

事業名	内容
高齢者・介護保険サービスとの連携	・同一世帯で実施するホームヘルパーの派遣など、高齢者サービスや介護保険サービスと共通するものについて、利用世帯の現状を把握しているケアマネジャーなど、関係機関と十分に連携しながら、適切かつ効果的なサービスの提供を図ります。

⑦介護者への支援

事業名	内容
短期入所（自立支援給付）（再掲）	・自宅で介護する人が病気の場合などに、障害のある人に、短期間、夜間も含め、施設で介護等を行い、在宅介護を支援します。
日中一時支援事業（地域生活支援事業）	・日帰りの短期入所により、障害のある人の在宅介護を支援します。
緊急一時保護事業	・障害のある人の保護者や家族が病気や出産などで介護ができないとき、施設で保護し、在宅介護を支援します。

（2）保健・医療との連携の強化

障害者の自立生活の実現のためには、障害の早期把握に努めるとともに、障害の状況に応じた適切な療育・自立訓練体制を強化し、社会参加するための能力を効果的に引き出すことが重要です。そのため、専門職による療育や自立訓練とともに、身近なところでの自立訓練の確保に努めます。

また、健診機会の拡大や医療費助成の充実など、自ら行う健康づくりへの支援を充実します。

①健康づくりへの支援

事業名	内容
成人健康診査・各種検診	・生活習慣病等の早期発見のために、成人健康診査や各種検診を実施し、障害のある人の健康づくりを支援します。
特定健診・特定保健指導（再掲） （新規）	・40～74歳の被保険者に対し、メタボリックシンドロームに着目して、糖尿病等の生活習慣病有病者及び予備軍を抽出するための健診を実施します。 ・健診の結果、生活習慣病のリスクが一定程度高いと判定された方に対し、面談や電話等によって特例保健指導を行います。
訪問指導	・保健師・看護師・理学療法士などが、病気がちで在宅療養している40歳以上の障害のある人の家庭を訪問し、生活習慣病予防や介護予防などのための相談・助言を行います。
健康相談（再掲）	・生活習慣病の予防等のために保健・福祉・医療が連携し、必要な指導と助言を行います。 ・また、心身の健康に関する個別相談も実施します。
健康教育（再掲）	・各種の健康教育、健康教室を効果的に実施し、正しい知識の普及に努めます。
歯科医療連携推進事業（再掲）	・障害により、歯の治療を受けたくても歯科医院に行くことができない方などのために、歯科医師会と連携して「かかりつけ歯科医」を紹介します。
地域デイサービス（再掲）	・機能訓練や健康体操、いきがい講座などを行う地域デイサービスなどと連携し、身近な地域での自立訓練の機会を確保します。

②障害の早期把握・早期対応

事業名	内容
母子保健事業による早期把握・対応	・母子保健事業による健康診査を実施し、障害の早期把握に努めるとともに、経過観察や専門機関の紹介など、健全な育成を支援します。
民生委員・児童委員、保育士等との協力による障害の早期把握	・地域を担当する保健師を中心に、民生委員・児童委員、保育士などの住民により近い専門職員が、住民の健康状態や生活状態を把握し、療育・医療機関との連携を図りながら、障害の早期把握や原因となる疾病の予防を進める体制づくりを推進します。
関係機関の連携による障害の早期対応	・乳幼児の障害の早期把握後の対応について、より適切な対応が図られるよう、関係機関の連携による多様な早期療育システムを構築します。

③療育体制の充実

事業名	内容
児童デイサービス（自立支援給付）（再掲）	・発達に遅れやつまづきのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の適切な療育を行い、健全な育成を支援します。

④医療費助成の充実の要請

事業名	内容
医療費助成の充実	・十分な医療を受けられる機会の確保と経済的負担の軽減を目的とした医療費助成の充実を、国・東京都へ要請します。

(3) 学習機会の拡大

障害を理解するうえで、ともに学び、成長することはとても大切なことであり、個々の子どもの適切な就学を推進するとともに、障害の有無にかかわらず、ともに過ごし、ふれあう機会の拡大に努めます。

①就学相談の充実

事業名	内容
特別支援相談 （新規）	・軽度発達障害を含む障害のある児童・生徒のライフステージを見通し、就学から中学校卒業までの一貫した教育体制の構築を目指すとともに、一人ひとりの特別な教育的ニーズを把握し、能力や可能性を最大限に伸ばすために、各種相談に応じるとともに、教育的支援を行います。
障害への理解啓発活動	・教職員への意識啓発研修を充実するなど、教育現場における障害に対する理解と意識の向上を図ります。

②学校教育の充実

事業名	内容
特別支援教育の充実 （新規）	・保護者や関係機関との連携を図りながら、障害のある児童・生徒に対する特別支援教育を充実します。
障害教育の実施	・特別支援学級の児童・生徒との交流やボランティア活動、社会体験活動などを通して、障害に対する児童・生徒の理解を深めます。

③生涯学習の場と機会の充実

事業名	内容
パソコン講習会	・インターネットなどを通じて情報の取得や発信などができるよう、聴覚・視覚障害や肢体不自由など、障害に応じたパソコン講習会を実施します。
障がい者成人教室「あすなる学級」	・知的障害のある成人の方が地域で有意義な生活をするために、ボランティアとともに自立への方法や余暇を充実させる活動を学ぶ場として、「あすなる学級」を実施します。

④スポーツに親しむ機会の拡大

事業名	内容
障害者軽スポーツ大会	・障害のある人とボランティアや市民とのふれあいを通して、市民相互の理解を深めるとともに、健康増進を図るため、障害者軽スポーツ大会を開催します。
障害者プール開放	・総合プールを開放し、日頃プールを利用しにくい障害のある人の健康増進を図ります。
指導員の派遣	・障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動を支援するため、障害者団体などに指導員を派遣します。

(4) 就労支援体制の整備

市内には24か所の作業所や通所授産施設等があり、養護学校卒業後や病院・入所施設からの地域移行後の就労・日中活動の場として、重要な役割を果たしています。

就労は自立の足がかりであるとともに、自己実現の手段の1つであり、作業所等の機能を強化して就労機会を確保するとともに、一般就労などへつなげていけるよう、委託相談支援事業所と連携し、相談・支援体制を充実していきます。

また、作業所や通所授産施設等の障害者自立支援法に基づく新体系サービスへの移行への支援を行うとともに、授産工賃の増加を図るなど、福祉的就労としての機能を強化します。

①一般就労への支援

事業名	内容
養護学校・ハローワークなどとの連携	・養護学校・ハローワークなどとの連携を密にし、一般企業や公的機関などに対して雇用を要請するなど、障害のある人の雇用促進に努めます。
委託相談支援事業所を中心とした就労支援体制	・委託相談支援事業所を中心として就労に関する相談を行うことにより、一人ひとりの状態や日常生活にあわせた総合的な支援を行います。

事業名	内容
ジョブコーチの派遣	・障害のある人の職場への適応を支援するため、障害のある人自身に対する支援だけでなく、事業主や職場の従業員など、障害のある人の職場適応全般に必要な助言を行い、必要に応じて職務や職場環境の改善を提案するジョブコーチ（現場適応支援者）を、関連機関の協力の下に派遣します。
障害のある人を対象とする職員採用資格試験の実施 (新規)	・市職員を採用する際に、障害のある人を対象とした職員採用資格試験を実施します。

②作業所などの就労機能の強化

事業名	内容
就労移行支援（自立支援給付）（再掲）	・一般企業等への就労を希望する障害のある人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練の機会を提供し、一般就労への移行を支援します。
就労継続支援（A型・B型）（自立支援給付）（再掲）	・一般企業等での就労が困難な障害のある人に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練の機会を提供し、地域生活を支援します。
小規模作業所・共同作業所	・一般企業等での就労が困難な障害のある人に対し授産指導・社会適応訓練等を行い自立・社会復帰の促進を図る小規模作業所・共同作業所に対する支援を行い、障害のある人の地域生活を支援します。
小規模通所授産施設	・一般企業等での就労が困難な障害のある人に対し授産指導を行い自立促進を図る小規模通所授産施設に対する支援を行い、障害のある人の地域生活を支援します。
通所授産施設	・一般企業等での就労が困難な障害のある人に対し授産指導を行い自立促進を図る通所授産施設に対する支援を行い、障害のある人の地域生活を支援します。

（5）経済的支援体制の強化

自立した生活を送るためには経済的な面での安定が不可欠ですが、福祉的就労のみでは生活を支えることが難しいのが現状です。そのため、生活保障としての年金や手当などの充実や適正な支給を、国・東京都へ要請していきます。

①年金や手当などの充実の要請

事業名	内容
年金や手当などの充実	・障害のある人の生活を保障する年金や手当などの充実を国・東京都へ要請します。

(6) 安心して住める環境づくり

障害のある人が安心して住み慣れた地域で暮らせるだけでなく、市外の施設に入所している人や病院に入院している人が、地域生活に移行するために、グループホーム・ケアホームを整備するとともに、公営住宅の障害者入居枠の確保や民間賃貸住宅への入居支援など、安心して居住できる基盤づくりを進めます。

また、施設入所支援についても、親などの家族介護を受けられなくなった場合などに備え、補完的な役割として、入所枠を確保します。

①地域での住まいの確保

事業名	内容
共同生活援助（自立支援給付）	・障害のある人が地域で自立して生活できるよう、少人数で共同して生活を送る居住の場として、グループホームの誘致を進めます。
共同生活介護（自立支援給付） （新規）	・障害のある人が地域で自立して生活できるよう、少人数で共同して生活を送る居住の場として、ケアホームの誘致を進めます。
公営住宅の障害のある人の優先入居	・一般の公営住宅の募集において、一定の戸数を障害者枠として障害のある人のいる世帯向けに別枠で募集します。

②民間賃貸住宅への入居支援

事業名	内容
民間賃貸住宅あっ旋事業	・住宅に困窮する障害のある人がいる世帯に対して、民間賃貸住宅をあっ旋し、入居を支援します。 ・また、その際保証人となる親族がない場合は、社会福祉協議会が保証人となります。
心身障害者住宅費の助成	・民間の賃貸住宅を借りている障害のある人がいる世帯に対し、家賃助成を行い、民間賃貸住宅への入居を支援します。

③住宅の利便性の向上

事業名	内容
重度身体障害者（児） 住宅設備改善事業	・重度身体障害者（児）の在宅生活を容易にするため、住宅設備改善費用を給付します。

④施設入所枠の確保

事業名	内容
施設入所支援	・施設に入所する障害のある人に、夜間や休日、介護等を行い、支援します。
知的障害者援護施設	・知的障害者援護施設の入所枠を確保します。
身体障害者療護施設	・身体障害者療護施設の入所枠を確保します。

目標3 地域で支える福祉をめざして

すべての市民が地域の一員としていきいきと暮らすためには、障害のある人、市民、NPO、ボランティア、行政、関係機関などが連携し、それぞれが役割を分担しながら相互に支えあい、地域での問題を解決していくことが求められています。

地域での支えあいネットワークを構築するとともに、その核となる人材育成に取り組むことも重要です。

（1）支えあいのネットワークの推進

障害のある人や家族介護者の高齢化、障害の重度化・重複化に伴い、必要とする支援内容も多様化しています。このため、必要に応じて複数の機関が連携して支援を行う必要性がさらに増えています。

障害のある人への理解を深め、社会参加を促進するために、地域での支えあいネットワークを構築します。

①委託相談支援事業所を中心とした生活支援

事業名	内容
生活支援体制の整備	・委託相談支援事業所を中心に、利用者への総合的な相談にあわせ、関係機関と連携した生活支援体制を充実します。

②機関・施設・団体間の連携支援

事業名	内容
関係機関・施設・団体間のネットワークの構築	・複数の機関が連携して効果的な支援を行うため、府中市障害者等地域自立支援協議会を活用し、関係機関・施設・団体間のネットワークを構築します。

③地域での交流・協働活動の促進

事業名	内容
ボランティアなどによる地域サービスへの支援	・障害のある人の地域交流・日中活動を促進するため、ボランティアなど、地域活動グループへの支援を拡充します。

④障害者施設の地域への開放

事業名	内容
施設と地域活動との連携	・障害者施設が地域活動へ積極的に参加することにより、市民の障害に対する理解を深めるとともに、施設を地域に開放するなど、地域での社会資源としての活用を促進します。

（２）地域の福祉人材の確保

支えあう地域社会の実現のためには、活動を支える人材の確保が不可欠です。そのため、福祉分野で活躍してきた人材の登録、ボランティアの育成を図るなど、地域の福祉人材の確保に努めます。

①地域の人材などの活用

事業名	内容
多様な福祉人材の育成・確保（再掲） （新規）	・幅広い年齢層の参加を促すよう努め、特に定年退職者や子育て経験者の経験や知識・技術を社会的財産として尊重し、その効果的な活用を図ります。

②ボランティアの育成

事業名	内容
ボランティアの育成	・社会福祉協議会のボランティアセンターを中心に、障害のある人を支援するボランティアの育成に努めます。 ・また、学校教育などの場でボランティア活動について学ぶ機会を提供し、地域住民によるボランティア活動の広がりを促進します。

（3）防災・防犯対策

障害のある人が、災害時なども安心して生活できるように、支援体制の整備を図ります。

①災害時要援護者支援

事業名	内容
災害時要援護者支援体制の整備（再掲） （新規）	<ul style="list-style-type: none">・災害時に支援の必要な障害のある人を把握するため、名簿を作成し、緊急時に必要に応じて活用できるように整備します。・また、平常時から要援護者と接している社会福祉協議会、民生委員、障害福祉サービス提供者、障害者福祉団体等の福祉関係者と連携を図り、要援護者の情報の共有化や災害時の支援活動に向けた体制の整備を図ります。

目標4 ともに歩む地域をめざして

障害のある人もない人も個人として尊重される地域社会を実現するためには、施設などのバリアフリー化とともに、心のバリアフリーの促進も重要な課題となっています。すべての市民がノーマライゼーションの理念を理解し、誰もが対等なパートナーとして地域づくりに参加できるような体制を整えていく必要があります。

また、障害者手帳の対象にはなっていないものの、難病患者や高次脳機能障害、発達障害など日常生活に様々な障害のある人への支援体制の整備が求められています。市では、ソーシャル・インクルージョンの考えのもと、市民の一員として、すべての障害のある人への支援を進めていきます。

（1）障害のある人への理解・啓発の促進

障害のある人に対する理解はまだ十分とは言えず、地域社会の一員としてお互いに理解し、尊重し、支えあいながら活動する社会が求められており、ノーマライゼーションの理念の普及に努めていきます。

①ノーマライゼーションの理念の普及

事業名	内容
障害者（児）福祉啓発事業（WaiWaiフェスティバル）	・障害者の日（12月9日）を記念して、障害について市民の理解と認識を一層深めるため、障害のある人とない人が同じ体験を通じてふれあう場を設けます。
障害者軽スポーツ大会（再掲）	・障害のある人とボランティアや市民とのふれあいを通して、健康増進を図るとともに、市民相互の理解を深めるため、障害者軽スポーツ大会を開催します。
福祉まつり	・関係団体活動の交流の「場」の確保や、障害のある人と市民の交流のため、社会福祉協議会主催の「福祉まつり」を支援します。

②障害のある人への理解・啓発事業の充実

事業名	内容
障害のある人への理解・啓発事業	・市民の障害のある人に対する理解と認識を深めるため、福祉まつりなど様々な機会を利用して、ノーマライゼーションの理念の普及・定着に努めます。

（2）バリアフリーの推進

府中市交通バリアフリー基本構想及び事業計画に基づき、移動に関するバリアフリーを推進するなど、障害のある人の行動範囲の拡大を図ります。

①移動のバリアフリーの推進

事業名	内容
特定経路、準特定経路、散歩道・買い物ルートの重点整備（再掲） （新規）	・歩道、散歩道、買い物ルートに当たる通路用をバリアフリー化すべき道路として重点的に整備し、障害のある人の移動のバリアフリーを推進します。
交通事業者との連携強化（再掲） （新規）	・障害のある人の利便性の向上のため、駅舎や駅構内の整備等、交通事業者との連携を強化します。

②誰でもトイレの拡大

事業名	内容
誰でもトイレの整備拡充（再掲） （新規）	・障害のある人の行動範囲を広げるため、「誰でもトイレ」を整備拡充していきます。

（3）「すべての障害のある人」への支援

障害者手帳の対象になっていないものの、難病患者や高次脳機能障害、発達障害など、日常生活にさまざまな障害のある人が地域生活に必要な支援体制を整備します。

①難病患者への支援

事業名	内容
難病患者への支援の充実 （新規）	・医療費の助成や日常生活用具の給付の充実を国・東京都へ要請するとともに、手当を支給し、ホームヘルパーを派遣することなどにより、難病患者を支援します。

②高次脳機能障害・発達障害のある人等への支援

事業名	内容
関係機関等との連携 （新規）	・東京都の高次脳機能障害支援普及事業や発達障害者支援センターなど、関係事業・関係機関との連携を図り、高次脳機能障害・発達障害のある人及びその家族を支援します。

事業名	内容
障害福祉サービスの対象の拡大の検討 （新規）	・必要なサービスが利用できるよう、既存の障害福祉サービスの対象の拡大を検討します。
啓発事業の実施 （新規）	・高次脳機能障害・発達障害についての啓発事業を実施し、障害に対する市民の理解を深めます。
当事者団体・家族会の設立支援 （新規）	・当事者や家族が相互に情報交換ができるよう、当事者団体や家族会の設立を支援します。

第5章 障害福祉計画

第5章 障害福祉計画

1 障害者自立支援法のポイント

（1）障害者自立支援法のねらい

年金、医療、介護等社会保障制度改革のなかで、障害者福祉においては平成17年11月に障害者自立支援法が制定、平成18年4月から施行されました。

障害者福祉は平成15年度から支援費制度に移行したものの、事業や施設の体系が分かりにくく、使いにくい点があったことや、利用者の増加によりサービス水準の地域格差や財政上の課題が生じていました。障害者自立支援法はこれらの制度上の課題を解決するために創設されたものであり、新しい利用者負担の仕組みについては平成18年4月から、新しい事業・施設体系への移行については平成18年10月から段階的に進められています。

障害者自立支援法は、これまで独立した法律で運営されてきた身体障害、知的障害、精神障害の3障害に一つの法律で対応し、身近な区市町村が責任をもってサービスを提供するようにした点が大きな特徴です。

また、平成18年4月から開始されている障害程度区分の認定により、区市町村でサービスの支給決定が行われています。

障害者自立支援法のポイントは次の①～⑤です。

① 障害のある人の福祉サービスを「一元化」

サービス提供主体を市町村に一元化し、障害の種類（身体障害、知的障害、精神障害）にかかわらず障害のある人の自立支援を目的とした共通の福祉サービスは共通の制度により提供します。

② 障害のある人がもっと「働ける社会」に

一般就労へ移行することを目的とした事業を創設するなど、働く意欲と能力のある障害のある人が企業等で働けるよう、福祉側から支援する。

③ 地域の限られた社会資源を活用できるよう「規制緩和」

市町村が地域の実情に応じて障害者福祉に取り組み、障害のある人が身近なところでサービスを利用できるよう、空き教室や空き店舗の活用も視野に入れて規制を緩和する。

④ 公平なサービス利用のための「手続や基準の透明化、明確化」

支援の必要度合いに応じてサービスが公平に利用できるよう、利用に関する手続や基準を透明化、明確化する。

⑤ 増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し支え合う仕組みの強化

・利用したサービスの量や所得に応じた「公平な負担」

障害のある人が福祉サービス等を利用した場合に、食費等の実費負担や利用したサービスの量等や所得に応じた公平な利用者負担を求める。この場合、適切な経過措置を設ける。

・国の「財政責任の明確化」

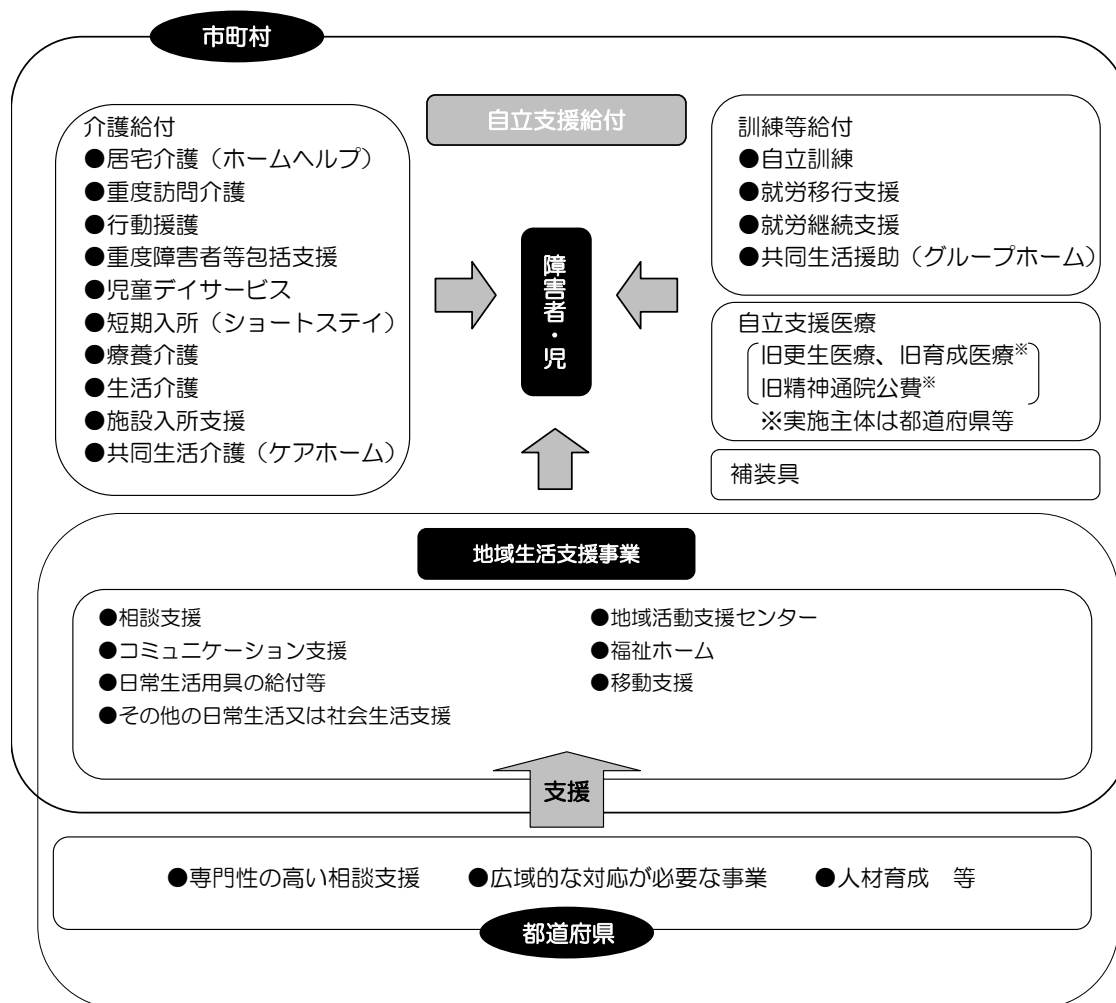
福祉サービス等の費用について、これまで国が補助する仕組みであった在宅サービスも含め、国が義務的に負担する仕組みに改める。

(2) サービス仕組みとその内容

① サービスの仕組み

障害者自立支援法に基づくサービスの仕組みは次のとおりです。

図表 総合的な自立支援システムの全体像



※「自立支援給付」は共通サービス、「地域生活支援事業」は各自治体の独自のサービスです。

② 利用できるサービス

障害者自立支援法に基づくサービスの体系は次のとおりです。

自立支援給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	行動擁護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	児童デイサービス	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	障害者支援施設での夜間ケア等(施設入所支援)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴排せつ、食事の介護等を行います。
	共同生活介護 (ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、就労に必要な知識及び能力の向上のために、一定期間必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型=雇用型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
地域生活支援事業	移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します。
	地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います。
	福祉ホーム	住居を必要としている人に、低額な料金で、居住等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。
	相談支援	総合的な相談、サービスの利用援助などの場合のサービス利用計画の作成等を行います。
	コミュニケーション支援	手話通訳者の派遣等を行います。
	日常生活用具の給付等	補装具以外の機器で、日常生活を便利あるいは容易にするものの給付等を行います。
	その他の日常生活又は社会生活支援	日常生活に必要な訓練・指導等の活動支援を行ったり、スポーツ・芸術文化活動等を行います。

2 目標の達成度

「府中市障害福祉計画（第1期）」では、障害福祉計画に係る国の基本指針に基づき、障害のある人の地域生活への移行と就労支援に関する目標を定めています。

府中市の目標と、平成18年度、平成19年度の実績は以下のとおりです。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への意向に関する目標

【計画】

平成23年度までに、福祉施設の入所者のうち、1割以上が地域生活へ移行するとともに、入所者数の増加を7%程度にとどめることを目指します。

【実績】

平成18・19年度で、福祉施設の入所者のうち地域生活へ移行した人は1人となっています。

項目	計画		実績		
	数値	考え方	平成18年度	平成19年度	計
平成17年10月1日の入所者数(A)	152人	平成17年10月1日の数	—	—	—
【目標値】(B) 地域生活移行	20人 (13.2%)	(A)のうち、平成23年度末までに地域生活に移行する人の目標数	0人	1人	1人
新たな施設入所支援利用者(C)	31人	平成23年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込み	—	4人	—
平成23年度末の入所者数(D)	163人	平成23年度末の利用人員見込 (A-B+C)	153人	155人	—
【目標値】(E) 入所者削減見込	△11人 (△7.2%)	差引減少見込数 (A-D)	△1人	△3人	—

（2）入院中の精神障害者の地域生活への意向に関する目標

【計画】

平成 23 年度までに、受入条件が整えば退院可能な精神障害者のうち、半数以上が地域生活へ移行することを目指します。

【実績】

平成 18・19 年度では、退院してグループホームへ入居した人が6人となっています。

計画			実績		
項目	数値	考え方	平成 18年度	平成 19年度	計
現在の退院可能 精神障害者数	95 人	平成 17 年 10 月 1 日の数	—	—	—
【目標値】 減少数	48 人	上記のうち、平成 23 年度 末までに減少を目指す数	3 人	3 人	6 人

（3）福祉施設等から一般就労への意向に関する目標

【計画】

平成 23 年度までに、福祉施設等から一般就労への移行実績を2倍にすることを目指します。

【実績】

福祉施設等から一般就労への移行した人は、平成 18 年度では 18 人、平成 19 年度では 19 人となっています。

計画			実績	
項目	数値	考え方	平成 18年度	平成 19年度
現在の年間 一般就労者数	11 人	平成 17 年度において就労 支援事業等を利用し、一般 就労した人の数	—	—
【目標値】 年間一般就労者数	22 人	平成 23 年度において就労 支援事業等を利用し、一般 就労する人の数	18 人	17 人

3 障害福祉サービスの見込量及び進捗状況

（1）自立支援給付

平成18年度、平成19年度の計画と実績を比較すると、就労移行支援は平成19年度実績が計画を大きく下回っています。

サービス名	計画				実績 (月あたり)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度	平成18年度	平成19年度	開始時期
居室介護	25,600 時間分	28,000 時間分	30,000 時間分	36,000 時間分	26,732.2 時間分	29,950.5 時間分	平成18年4月
重度訪問介護							
行動援護							
重度障害者等包括支援							
生活介護	80人日分	1,400人日分	3,200人日分	6,300人日分	75.8人日分	1,490.4 人日分	平成18年10月
自立訓練(機能訓練)	0人日分	0人日分	40人日分	70人日分	0人日分	0人日分	平成18年10月
自立訓練(生活訓練)	0人日分	0人日分	230人日分	450人日分	0人日分	22.3人日分	平成18年10月
就労移行支援	0人日分	650人日分	700人日分	1,400人日分	27.8人日分	59.1人日分	平成18年10月
就労継続支援(A型)	0人日分	0人日分	0人日分	260人日分	0人日分	0人日分	平成18年10月
就労継続支援(B型)	0人日分	0人日分	1,200人日分	2,400人日分	0人日分	213.3人日分	平成18年10月
療養介護	1人分	1人分	1人分	1人分	1人分	1人分	平成18年10月
児童デイサービス	470人日分	470人日分	480人日分	490人日分	500.4人日分	485.4人日分	平成18年10月
短期入所	280人日分	280人日分	300人日分	360人日分	261.2人日分	308.0人日分	平成18年4月
施設入所支援	1(156)人分	16(160)人分	33(163)人分	163人分	1(153)人分	4(155)人分	平成18年10月
グループホーム	75人分	85人分	95人分	121人分	78人分	87人分	平成18年4月
ケアホーム							
相談支援	880人分	980人分	1,080人分	1,380人分	983.3人分 (サービス利用計 画作成 0人分)	1,142.8人分 (サービス利用計 画作成 0人分)	平成18年10月

※ 施設入所支援は、()内に旧体系サービス利用者を含んだ数を掲載。

（2）地域支援事業

平成18年度、平成19年度の計画と実績を比較すると、相談支援事業の平成19年度実績は計画どおりです。地域活動支援センターの平成19年度実績は計画を1か所上回っています。それ以外の事業は、平成18年度、19年度ともに、計画を下回っています。

【計画】

単位:箇所、人、件、時間

事業名	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成23年度					
	実施見込み箇所数	利用見込み者数	実施見込み箇所数	利用見込み者数	実施見込み箇所数	利用見込み者数	実施見込み箇所数	利用見込み者数				
(1) 相談支援事業												
① 相談支援事業												
ア 障害者相談支援事業	3		3		3		3					
イ 地域自立支援協議会	1		1		1		1					
② 市町村相談支援機能強化事業	0		0		0		0					
③ 住宅入居等支援事業	1		1		1		1					
④ 成年後見制度利用支援事業	1		1		1		1					
(2) コミュニケーション支援事業		150		440		460		520				
(3) 日常生活用具給付等事業 ※給付等見込み件数を記載		157		3,080		3,251		3,614				
① 介護・訓練支援用具		9		31		36		51				
② 自立生活支援用具		21		55		60		75				
③ 在宅療養等支援用具		15		43		48		63				
④ 情報・意思疎通支援用具		37		86		91		106				
⑤ 排泄管理支援用具		70		2,850		3,000		3,300				
⑥ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)		5		15		16		19				
(4) 移動支援事業 ※「利用見込み者数」側に、利用見込み者数、 延べ利用見込み時間数の順に記載する。	44	220	8,000	46	260	19,000	48	300	22,000	54	420	31,000
(5) 地域活動支援センター												
① 基礎的事業	1	—	2	—	3	—	4	—				
② 機能強化事業	1	—	2	—	3	—	4	—				

※なお、地域生活支援事業は平成18年10月に開始されたため、平成18年度については半年分の見込量・実績となる。

【実績】

単位:箇所、人、件、時間

事業名	平成18年度		平成19年度			
	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数		
(1) 相談支援事業						
① 相談支援事業						
ア 障害者相談支援事業	3		3			
イ 地域自立支援協議会	0		1			
② 市町村相談支援機能強化事業	0		0			
③ 住宅入居等支援事業	1		1			
④ 成年後見制度利用支援事業	1		1			
(2) コミュニケーション支援事業		80		328		
(3) 日常生活用具給付等事業 ※給付等見込み件数を記載		111		2,870		
① 介護・訓練支援用具		8				
② 自立生活支援用具		23				
③ 在宅療養等支援用具		11				
④ 情報・意思疎通支援用具		21				
⑤ 排泄管理支援用具		43				
⑥ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)		5				
(4) 移動支援事業 ※「利用見込み者数」側に、利用見込み者数、 延べ利用見込み時間数の順に記載する。	46	231	7,610.5	44	256	17,018
(5) 地域活動支援センター						
① 基礎的事業	1	—	3	—		
② 機能強化事業	1	—	3	—		

第6章 推進体制

第6章 推進体制

1 当事者、家族、支援者のネットワークの展開

当事者、家族、支援者のネットワークをより充実するための支援を行うとともに、当事者の主体的でより協調した活動を期待し、障害種別ごとに活動しているすべての障害者福祉団体が連携できるように、積極的に支援します。

また、地域福祉の主要な担い手として活動している社会福祉法人、NPO、民間福祉団体、ボランティアなどさまざまな活動主体に対しても、ネットワークが充実されるよう、活動支援を行います。

また、保健・医療・福祉従事者やボランティアの育成、確保に努めるとともに、市民の参加の促進を図ります。

2 地域自立支援協議会

地域自立支援協議会は、障害者自立支援法（第77条第1項の規定）に基づき、市が設置したものです。

この協議会は、障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場です。関係機関で構成され、個別支援会議等から見えてくる地域の課題を共有することで、**相談支援機能の向上を図るとともに、関係機関・施設・団体間のネットワークを構築します。**

3 計画の推進機関の運営

障害者計画・障害福祉計画の適正な推進を図るためには、当事者が主体的に参加し、推進状況をチェックする機関が必要です。計画の推進については、当事者が参加した府中市障害者計画推進協議会で点検、評価します。また、府中市障害者計画推進協議会の運営にあたっては、府中市障害者等地域自立支援協議会との統合を含めて検討します。

参考資料

1 府中市障害者計画推進協議会

(1) 委員名簿

	氏名	所属
◎	丸山 一郎	埼玉県立大学保健医療福祉学部教授 (～平成19年8月)
◎	佐藤 久夫	日本社会事業大学社会福祉学部教授 (平成19年8月～)
	杉本 豊和	白梅学園短期大学福祉援助学科専任講師
	下條 輝雄	府中市身体障害者福祉協会会長
	山本 博美	府中市手をつなぐ親の会幹事
	野村 忠良	府中市精神障害者を守る家族会会長
○	石見 龍也	地域生活支援センターあけぼの所長
	美田 徹	地域生活支援センタープラザ所長
	吉澤 順	NPO 法人コットンハウス、フレンズ理事長 精神障害者小規模通所授産施設 梅の木の家共同作業所・レスポワール工房顧問医
	宮地 幸	東京都立多摩療育園園長
	町田 睦子	多摩府中保健所保健対策課長
	雛倉 佳代子	東京都立府中朝日特別支援学校校長
	山内 一也	府中公共職業安定所専門援助第二部門統括職業指導官 (～平成20年3月)
	吉村 輝秋	府中公共職業安定所専門援助第二部門統括職業指導官 (平成20年4月～)
	浅見 スジ子	府中市第5地区民生委員児童委員協議会副会長
	桑田 智	社会福祉法人府中市社会福祉協議会 府中市立心身障害者福祉センター所長
	河井 文	公募市民
	鈴木 一成	公募市民

◎会長、○副会長

（2）検討経過

【平成 19 年度】

開催日時	検討内容	資料
<p>第1回</p> <p>平成 19 年 6 月 21 日（木） 午後 4 時～6 時</p> <p>府中市役所 北庁舎 3 階 第 6 会議室</p>	<p>1.委員依頼 2.市長挨拶 3.委員自己紹介 4.会長及び副会長の選出 5.障害者計画等に係る検討依頼 6.議事 (1)障害者計画等の改定の趣旨について (2)障害者計画等の改定スケジュールについて (3)次回日程について (4)議事録について (5)その他</p>	<p>1.府中市障害者計画推進協議会委員名簿 2.府中市障害者計画推進協議会設置要綱 3.府中市総合計画後期基本計画の素案の概要（6 月 11 日号広報ふちゅうからの抜粋） 4.府中市総合計画後期基本計画の素案（抜粋） 5.府中市福祉計画について 6.府中市障害者計画及び府中市障害福祉計画について 7.府中市福祉計画検討協議会等について 8.府中市障害者計画等改スケジュール（案） 9.府中市福祉計画（抜粋） 10.府中市福祉計画（概要版） 11.府中市障害福祉計画 12.府中市障害福祉計画（概要版） 13.府中市障害福祉計画策定のための調査報告書 14.障害者基本法（昭和 45 年 5 月 21 日法律第 84 号）</p>
<p>第2回</p> <p>平成 19 年 8 月 2 日（木） 午後 4 時～6 時</p> <p>府中市役所 北庁舎 3 階 第 1・2 会議室</p>	<p>1.会議録について 2.府中市福祉計画検討協議会の報告について 3.府中市福祉計画（障害者計画）策定のための調査の実施について 4.次回日程について 5.その他</p>	<p>1.第 1 回府中市障害者計画推進協議会会議録（案） 2.府中市福祉計画策定のための調査障害者福祉分野 調査概要 3.府中市福祉計画（障害者計画）調査障害者調査 調査票（案） 4.府中市福祉計画（障害者計画）調査障害者福祉団体調査 調査票（案） 5.府中市福祉計画（障害者計画）調査障害者福祉施設調査 調査票（案）</p>
<p>第3回</p> <p>平成 19 年 10 月 4 日（木） 午後 4 時～6 時</p> <p>府中市役所 北庁舎 3 階 第 6 会議室</p>	<p>1.会長の選出について 2.会議録について 3.府中市福祉計画検討協議会の報告について 4.府中市福祉計画（障害者計画）調査の実施について 5.府中市福祉計画（障害者計画）・府中市障害福祉計画の進捗状況について 6.府中市福祉計画（障害者計画）の基本理念・基本視点について 7.次回日程について 8.その他</p>	<p>1.府中市障害者計画推進協議会委員名簿 2.第 2 回府中市障害者計画推進協議会会議録（案） 3.府中市福祉計画（障害者計画）調査の実施について 4.府中市福祉計画（障害者計画）調査調査票（障害のある人） 5.府中市福祉計画（障害者計画）調査調査票（難病の人） 6.府中市福祉計画（障害者計画）調査調査票（障害者福祉団体） 7.府中市福祉計画（障害者計画）調査調査票（障害者福祉施設） 8.府中市福祉計画（障害者計画）・府中市障害福祉計画の進捗状況等について 9.府中市福祉計画理念・視点について</p>

開催日時	検討内容	資料
第4回 平成20年 2月27日(水) 午後4時～6時 府中市役所 北庁舎3階 第1会議室	1.会議録について 2.府中市福祉計画検討協議会の報告について 3.府中市福祉計画(障害者計画)調査の報告について 4.府中市の障害のある人を取りまく現状及び課題について 5.府中市障害者計画推進協議会検討スケジュールについて 6.次回日程について 7.その他	1.第3回府中市障害者計画推進協議会会議録(案) 2.府中市福祉計画(障害者計画)調査報告書(案) 3.府中市の障害のある人を取りまく現状 4.府中市の障害のある人を取りまく課題 5.府中市障害者計画推進協議会検討スケジュール(案)

【平成20年度】

開催日時	検討内容	資料
第1回 平成20年 5月28日(水) 午後4時～6時 府中市役所 北庁舎3階 第6会議室	1.会議録について 2.府中市福祉計画検討協議会の報告について 3.府中市障害者計画の素案の構成について 4.府中市障害者計画の理念について 5.府中市障害者計画の施策体系について 6.平成20年度のスケジュールについて 7.次回日程について 8.その他	1.第4回府中市障害者計画推進協議会会議録(案) 2.「府中市障害者計画の考え方と施策の方向(素案)」の構成案 3.府中市障害者計画 理念の検討 4.府中市障害者計画 施策体系の検討 5.府中市福祉計画改訂スケジュール(平成19年度～平成20年度) <参考資料> 1.第5次府中市総合計画後期基本計画(平成20年度から平成25年度)における障害者関連施策
第2回 平成19年 7月16日(水) 午後3時～6時 府中市役所 北庁舎3階 第6会議室	1.課題別分科会 (1)利用者本位のサービスの実現のために (2)安心して暮らし続けるために (3)地域で支える福祉をめざして (4)ともに歩む地域をめざして 2.全体会 (1)会議録について (2)府中市障害者計画の素案について (3)次回日程について (4)その他	1.第1回府中市障害者計画推進協議会会議録(案) 2.府中市障害者計画・障害福祉計画(第2回)の考え方と施策の方向について(素案) 3.府中市障害者計画推進協議会・課題別分科会の構成について